

AI 規制に対する日本の事業者と 市民の考え方に関する調査から考える 今後の展望

小川 亮

東京大学未来ビジョン研究センター 客員研究員
國學院大學法学部 専任講師



A I 規制に対する日本の事業者と市民の考え方に関する調査から考える今後の展望¹

〈要旨〉

いま世界中で人工知能（A I）に対する適切な規制に向けての試行錯誤が行われている。2024年5月21日に成立した欧州A I 規制法は、一定のA I システムを禁止し、あるいは高リスクA I に分類されるA I システムの開発や運用に対して様々な規制を設けている。これに対して日本においては、令和6年（2024年）4月19日に策定されたA I 事業者ガイドラインをはじめとしたソフトローによって、A I システムの開発及び利用のための基本的な考え方や具体例、ベストプラクティスなどを共有するという方向性が試みられている。

このように規制の態様や内容には様々なバリエーションがある中で、日本にはどのような規制が最も適しているのだろうか。その検討のための材料として、本ワーキングペーパーでは、日本の事業者に対するインタビューを通じて、事業者はA I システムの開発や提供に際してどのような点を重視してどのような判断を行っているのかを明らかにするとともに、グループ・インタビュー及び社会調査を通じて、市民はA I システムの利用や受容に際してどのような点を重視してどのような判断を行っているのかを解明することを試みた。

結果として、両主体には意見の重なりが多く見られた。第一に、リスクに比例して厳格な規制を行うべきとするリスクベースドアプローチは、事業者においても市民においても広く受け入れられている。第二に、少なくともソフトローに依る規制の必要性は広く認識されつつ、必要に応じて法規制も可能と考える点も共通している。規制すべき内容については、市民からは現状の個人情報保護規制の遵守は当然に要求されている。これに加えて、事業者の目線からは、不正な目的へのA I の利用をブラックリスト方式で禁止することや、リスクの大きいA I システムの安全性等を確保するためのガバナンス面での規制、またそれらの基準を満たしているかどうかに関する第三者機関による認証が求められる。

この観点から、日本の最新のソフトローであるA I 事業者ガイドラインは、リスクベースドアプローチを採用しつつ詳細なチェックリスト等も作成することで、A I システムの開発・利用におけるリスクを合理的な形で抑止しようとしていることが高く評価できる。しかし、主要な難点として、本来はハードローによる規制、つまり法規制が求められる部分についてもソフトローによる対応に留まっている点や、策定過程に対する様々な利害関係者の関与が謳われているにもかかわらずその内実は不明確であることが挙げられる。今後のA I 規制については、内容面に関する検討のみならず、適切な規制内容を同定し実効化するための制定過程や法形式の選択についても精力的に検討を進めていくべきである。

¹ 本研究については、NEC及び未来ビジョン研究センターの支援を受けて行っている。特に、研究に際して有益な助言や援助をいただいたNECの石川開氏、林谷昌洋氏、伊藤宏比古氏及び木下和明氏に厚くお礼を申し上げます。

<Abstract>

Globally, there's an ongoing trial-and-error process to establish appropriate Artificial Intelligence (AI) regulations. The European Artificial Intelligence Act, which came into force on May 21, 2024, prohibits certain AI systems and imposes various regulations on high-risk AI systems. In Japan, the AI Guidelines for Business, formulated on April 19, 2024, and other soft laws are being used to share basic approaches, specific examples, and best practices for the development and use of AI.

Given the diverse regulatory landscape, this working paper aims to identify what factors influence businesses and citizens in their decisions to develop and/or use AI systems. Through interviews with business operators and group interviews/social surveys with citizens, a significant overlap in their concerns has been found.

Both groups widely agree on a risk-based approach, advocating stricter regulations proportionate to the level of risk. While the need for at least soft law regulations is recognized, there's also support for legal regulations where necessary. Regarding regulatory content, citizens naturally prioritize the protection of personal data. Businesses additionally emphasize prohibiting the use of AI for malicious purposes through a blacklist method, governance for high-risk AI systems and third-party certification to ensure compliance with standards.

From this perspective, Japan's latest soft law, the AI Guidelines for Business, is commendable for adopting a risk-based approach while also providing detailed checklists to effectively mitigate the risks involved in the development and use of AI systems.

Moving forward, AI regulation in Japan needs a more thorough examination not only of the content of regulations but also of the policymaking process and the legal framework of regulations in order to effectively identify and implement appropriate measures.

第一章 本稿の背景と目的	4
第二章 事業者のインタビュー調査	5
第一節 調査の目的	5
第二節 調査対象	5
第三節 調査手続	5
第四節 調査結果	6
第三章 市民へのグループ・インタビュー	9
第一節 調査の目的	9
第二節 調査対象	10
第三節 調査手続	10
第四節 調査結果	11
第四章 市民へのアンケート調査	14
第一節 調査の目的	14
第二節 調査対象	14
第三節 調査手続	14
第四節 質問項目	15
第五節 調査結果	15
第五章 考察	22
第一節 A I 規制に対する日本の事業者と市民の考え方の重なり	22
第二節 A I 事業者ガイドラインの評価	22

第一章 本稿の背景と目的

2021年4月に公開され、2024年5月21日に成立した欧州AI規制法（以下、AIA）²は、形式的には、法律と同じ効力を持つハードローであり、内容としては、一定のAI（人工知能）³システムを禁止し（第5条）あるいは高リスクAIに分類されるAIシステムの開発や運用に対して様々な規制を設けた（第6条）上で、その遵守を適合性評価（第43条等）等によって担保している。これに対して、2019年のAI利活用ガイドライン（総務省）⁴から近時策定されたAI事業者ガイドライン⁵に至るまで、日本におけるAI規制は、形式的にはソフトローであり、内容についても明示的・具体的な禁止等を定めるのではなく、むしろ基本的な考え方や具体例、ベストプラクティスなどを共有するに留まる。

このように規制の態様や内容については様々なバリエーションがある中で、日本にはどのような規制が最も適しているのだろうか。第一に、AIシステムやそれを用いたサービスは、法的・倫理的観点から許容可能な範囲内に留まっていることが求められる。そして第二に、事業者によるAIシステムやAIサービス（以下、まとめて「AIシステム等」ということがある）の供給と、最終的な受益者である市民による需要のギャップを最小化するような規制であることが求められるだろう。そうすると必要なのは、倫理的・法的に許容可能な形でAI市場を最大化することであるといえよう。だとすれば、ここで解明すべきなのは、以下の3つの点である。すなわち、①AIシステム等の開発・提供・利用に対して、法的・倫理的観点から採るべき方針や限界はあるのか、②日本でAIシステム等の開発・提供に携わっている事業者⁶は、AIシステム等の開発や提供について、どのような点を重視してどのような判断を行っているのか、③市民は、AIシステム等の利用や受容について、どのような点を重視してどのような判断を行っているのか。

これらのうち①については、世界中で多くの研究が進んでおり、日本においても先端的な研究が行われている⁷。また省庁や事業者においても、とりわけ倫理的な問題に関する議論を実践へ落とし込む努力が継続されている⁸。また、③についても日本でも調査研究が進んでいる⁹。ただ②の事業者に対する調査はなお研究が進んでおらず、そのため、事業者と市民の意見の同異についてはなお分析の余地があるように思われる。そこで、本研究では、②事業者の考え方を半構造化インタビューによって明らかにするとともに、③市民についてはグループ・インタビュー及び質問紙調査によって明らかにすることで、両者が妥協できる地点を探ることを試みた。

本稿ではまず、②及び③に関する調査結果を報告する（第二章～第四章）。その上で、これらの調査結果を踏まえて、現時点での日本のAI規制に関してAI事業者ガイドラインを中心に検討を行い、今後

² Proposal for a REGULATION OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL LAYING DOWN HARMONISED RULES ON ARTIFICIAL INTELLIGENCE (ARTIFICIAL INTELLIGENCE ACT) AND AMENDING CERTAIN UNION LEGISLATIVE ACTS <https://artificialintelligenceact.eu/wp-content/uploads/2021/08/The-AI-Act.pdf> (2024年8月9日最終閲覧)

³ 本ガイドラインで用いるAI関係の用語の定義やその用法については、AI事業者ガイドライン（参照、後注（5）及びそれに対応する本文）に従うこととする。

⁴ <https://www.soumu.go.jp/iicp/research/results/AI-network.html> (2024年3月7日最終閲覧)

⁵ https://www.meti.go.jp/shingikai/AI/mono_info_service/AI_shakai_jisso/20240419_report.html (2024年5月25日最終閲覧)。同ガイドラインについては、NBL170号で特集が組まれており、政府担当者による概要説明、同ガイドラインの制定に深く関与した関係者による解説やパネルディスカッション等が掲載されている。

⁶ ただし、実際にインタビューを行った事業者の多くは、社内で自社製・他者性問わずAIシステムを利用していたので、同時にAI利用者でもある。

⁷ AI倫理については、アカデミアについてはいうまでもないが、AI事業者ガイドラインをはじめ国家や事業者も独自に原則やガイドラインを検討・策定している。事業者による取り組みの一端については、有坂陽子・舟山聡・古川直裕「各社の取組」NBL1270号（2024）を参照。これらの議論と接続しつつ、法的な限界についても、国内では主として憲法学において議論が行われている。代表的なものとして、参照、山本龍彦『〈超個人主義〉の逆説』（弘文堂、2023）、山本健人「デジタル立憲主義と憲法学」情報法制研究13号（2023）など。

⁸ 参照、江間有沙「AIガバナンスの展望と課題」東京大学未来ビジョン研究センターワーキングペーパー19号（2023）2-4頁 <https://ifi.u-tokyo.ac.jp/wp/wp-content/uploads/2023/03/WP019.pdf> 2024年8月9日最終閲覧。

⁹ 市民の受容可能性について、例えば、太田勝造「AI裁判支援システムへの人々の期待と受容」人工知能学会全国大会論文集33（2019）、福住伸一ほか「ロボットイメージと社会受容性」人工知能学会全国大会論文集34（2020）、小川亮「法・裁判における未踏データとその活用可能性」人工知能学会全国大会論文集36（2022）、関口海良ほか「何がAIの社会受容性を決めるのか？」人工知能学会全国大会論文集37（2023）、浦東聡介ほか「AIの社会受容に付随する問いと市民の反応」人工知能学会全国大会論文集38（2024）。これに対して企業の受容可能性については、研究として公表されているものは未だ無いように見受けられる。

必要となる議論の方向性を示す（第五章）¹⁰。

第二章 事業者のインタビュー調査

第一節 調査の目的

本調査の目的は、日本でAIシステムを開発・提供している事業者は、どのような規制であれば許容可能か、あるいは望ましいと考えるかを明らかにするところにある。そのために、AIシステムを提供あるいは利用している事業者に対して、どのような規制の内容・態様が望ましいか、またデータ提供事業者への規制の要否や国、AIシステムの提供対象（主として市民）に望むこと等を質問することとした。本章ではこの事業者に対するインタビュー調査について詳述する。

第二節 調査対象

会社の規模によって規制に対する考え方が異なることが予想されたため、大企業と中小企業・ベンチャー企業を区別して調査対象とすることとした。

第一項 大企業

企業については、大企業が多く参加している一般社団法人電子情報技術産業協会（JEITA）の技術政策委員会に所属する各社に対して、共同して研究を行っているNECからインタビュー調査依頼を行い、最終的には、同委員会に所属する9社及びNECに対して、インタビューをそれぞれ個別に行った。実際にインタビューに応じて頂いた方は、会社によって異なり、現場の技術者から品質管理部門の担当者まで様々であった。

第二項 中小企業・ベンチャー企業

中小企業・ベンチャー企業については、専門家に対するインタビューのマッチングサービス（ビザスク interview）を使用して、対象者を選定した。その際に、インタビュー対象を、AIサービス関係者間での責任分担の在り方やそれに対する規制の必要性等¹¹について知見を持っている方に絞り込んで、最終的には、3社にインタビューを行った。

ただし、上記の問題について知見を持つ対象者を絞り込むと、医療関係のベンチャー企業しか候補に残っていなかったため、インタビューを実際に行った3者はいずれも医療関係のベンチャー企業になってしまった。その理由は、特に医療分野においては、AIシステムに対する規制の在り方がすでに問題として顕在化しているからだと考えられる。すなわち、医療分野においては、現在すでにAIシステムを搭載した医療機器やサービスの開発が進んでいると共に、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（いわゆる薬機法）等における医療機器に対する規制は、それらAIシステムを搭載した医療機器に対しても適用される。その結果として、AIシステムを搭載した医療機器やサービスの開発者や提供者は、AIシステムの開発・提供の際に薬機法等の規制に対応する必要がすでに生じていた。そのため、特に医療関係のベンチャー企業が上記の問題についての知見・定見を持った者として残っていたものと考えられる。

第三節 調査手続

どの調査対象に対しても、事前に以下のインタビュー質問項目を送付した上で、実際にインタビューを行った。ただし、インタビューに至るまでの具体的な手続は、大企業とベンチャー企業で異なるため、以下で項を分けて説明する。

¹⁰ 市民へのグループ・インタビュー及びアンケート調査については、それぞれ東京大学倫理審査専門委員会による倫理審査を受けて承認を得ている（審査番号22-246、22-372）。

¹¹ 具体的には、以下のような点に関して知見を持っている方を選んだ

- ① AIサービス関係者（データ提供者/AI開発者/サービス提供者など）間での責任の分担について現状の考え方を抱えている課題
- ② AIサービスの責任分担に対する何らかの規制の必要性また規制に関して政府主導を期待する内容
- ③ AIサービスに対する国や業界団体が定めたガイドラインへの対応方針。

表1 事業者インタビューの質問項目

【A Iサービスに係る事業者に対する規制についての質問】
① A Iサービスに潜在しているリスクはどのようなものがあると想定していますか。
② A Iサービスに対する何らかの規制は必要だと考えますか。
③ A Iサービスに対する規制の内容として「適切」な規制にはどのようなものがあると思いますか？
④ A Iサービスに対する規制の内容として「不適切」な規制にはどのようなものがあると思いますか？
【A Iサービスに関わる事業者以外の主体についての質問】
⑤ A Iシステム開発事業者にA Iシステムの開発に使用するデータを提供する事業者に対する何らかの規制は必要だと思いますか？
⑥ A Iサービスの提供対象に対して、A Iサービスの利用にあたって認識し、受容させることが必要と思う事項はありますか？
⑦ A Iサービスに関連して、日本政府に期待することはありますか？

第一項 J E I T A所属企業

J E I T A所属の各社には、事前に、インタビューの目的・方法・調査記録の利用法等について説明するインタビュー調査依頼書を送付し、①インタビューの様子を録画・録音すること、②インタビュー内容を書き起こして匿名化した資料の事実確認をすること、③匿名化された資料について東京大学未来ビジョン研究センター及びNEC関係者が学術研究目的で利用することについて、調査の同意を明示的にいただいた。また併せて、各社でA Iシステムをどのように開発・提供・利用しているかについて回答をいただいた。同時に、インタビューにおける質問事項を記載したインタビュー調査質問シートを送付した。

実際のインタビューは、2023年2月にオンラインで行い、時間は一時間、インタビュアーは小川亮のみ¹²とした。インタビュー手法としては、インタビュー調査質問シート記載の質問事項を用いた半構造化インタビューを行った。ただし、インタビューの流れと時間の制約上、必ずしもすべての質問事項をすべてのインタビュー対象に対して明示的に行ったわけではない。また、回答の内容は、会社としての公式見解である必要はなく、むしろ回答者の個人的な考え方も共有いただきたいことを明示的に伝えした。

第二項 医療分野のベンチャー企業

インタビュー結果の利用等に対する同意については、上記民間サービスを通じて取得した。また、事前にインタビュー調査質問シートを送付した。

こちらのインタビューは2023年1月から2月にかけてオンラインで行い、時間は一時間とした。インタビュアーは小川亮が中心で行いつつ、NEC社員¹³も同席して質問を行った。インタビュー手法としては、インタビュー調査質問シート記載の質問事項を用いた半構造化インタビューを行った。ただし、こちらについてもインタビューの流れと時間の制約上、必ずしもすべての質問事項をすべてのインタビュー対象に対して明示的に行ったわけではない。

第四節 調査結果

調査結果については以下の通りである。なお、インタビュー記録については、J E I T A技術政策委員会所属の各社には、インタビュー中の回答が研究において公表され得ることを前提に匿名化及び事実確認を行ってもらっている。ただし、インタビュー記録をそのまま公開することによって匿名性が損な

¹² NECとインタビュー対象各社との間で利益相反の可能性があるため、NEC社員はインタビューに同席しなかった。また、匿名前のインタビューログにアクセスできるのは小川亮だけに限定されており、NEC社員はアクセスできない。ただし、一社に対するインタビューのみ、オブザーバーとして、デジタル立憲主義の概念を研究している憲法学研究者の山本健人氏（北九州市立大学准教授）に参加いただいた。

¹³ 具体的には、石川開氏（NECグローバルイノベーションユニット 研究開発部門 データサイエンス研究所主任研究員（当時））、林谷昌洋氏（NECグローバルイノベーションユニット 研究開発部門 バイオメトリクス研究所主任（当時））に同席頂いた。

われるおそれがあるため、記録そのものは非公開とする。

第一項 概要

インタビュー調査で得られた意見のうち、概ね各社において同意があった点は以下のようにまとめられる。

まず、AIだけに着目するのではなく、AIを用いるシステム全体を見て規制の要否を評価する必要がある。とりわけ、AIシステムの精度は100%ではありえないことを踏まえつつ、AIシステムを利用しない場合とAIシステムを利用する場合を比較する視点が重要である。

その上で、現在は、各社が自主的に判断して、AIシステムのリスクに対して適切に対応する社会的責任を果たすように努力している。この状況下において、新たに罰則や制裁金付きの法規制を設けることによって、イノベーションが阻害されることも懸念される。しかし他方で、リスクベースドアプローチによる規制は、必要であれば法規制であっても、事業者としても受け入れ可能である。特に、不正な目的へのAIの利用をブラックリスト方式で禁止することや、リスクの大きいAIシステムの安全性等を確保するためのガバナンス面での規制、またそれらの基準を満たしているかどうかに関する第三者機関による認証は、AIシステムの安全性を確保・公証しながら、その規制の枠内における公正な競争とそれによるイノベーションを促す点で望ましいともいえる。

そのような規制を実際に行うに当たっては、①規制の内容や対象（責任主体）を明確にする、②AIシステムの提供者に全責任を負わせるのではなくデータ提供者やAIシステムのユーザーと責任を適切に分担する、③AIシステムの精度面に対する規制は必要最小限度に留める、④AIA等の諸外国におけるAIシステム規制との整合性を確保する、といった点が重要である。

同時に、AIシステムの利用者やその影響を受ける一般消費者を含めた国民全体が、AIシステムを適切に評価・使用するためのリテラシー教育についても進めていく必要がある。

第二項 質問項目ごとの意見

以下では、質問項目ごとに、個別の製品ではなくAIシステム一般に係る意見であって複数社が述べた意見を鍵括弧で括りつつ整理している¹⁴。ただし、他のインタビュー対象者の意見に反対するような意見が出た場合には、一者による意見であっても取り上げることにした。なお、意見の後の墨括弧内の数字は、当該意見をインタビューで述べたインタビュー対象者の数を表す¹⁵。

① AIサービスに潜在しているリスクはどのようなものがあると想定していますか？

まず、AIサービスに潜在しているリスクに関する基本的な考え方として、「AIシステムやそれを用いたサービスの精度は100%ではないが、人間によるサービスよりもむしろ高精度といえるものもある。AIシステムの精度そのものよりも、現状のシステムよりAIシステムを使った方がより良くなるかどうかの方が大事である」【3】という考え方は一般に共有されていたように思われる。その上で、実際のリスクについては、専門的な開発を行っている場合を除けば、AIシステムの多様性を反映して、「AIサービスに潜在しているリスクは製品ごとに異なるので、製品ごとにマネジメントしている。個別にリスクを洗い出すことが適切にできることが重要である。」【6】という見解も共有されていた。

そのようにして「リスクが明確化した場合、まずはそのリスクが顕在化しないような製品・サービスを開発・提供することが目指される」【1】が、それでも残るリスクについては、「契約によってステークホルダー間で責任分担をしている。ただ、日本は契約があっても責任分担が曖昧なところがあり、かつ、商習慣上はAIサービスの提供者の方が弱いので、顧客のリテラシーによっては、顧客が負うべき責任もAIサービス提供者が負うことになりかねないところがある。そのため、顧客のリテラシーの担保も重要である。」【2】。

¹⁴ 実際のインタビューにおいては、これらの質問項目を読み上げる形には拘らなかったため、インタビューログに基づいて、筆者が表現を含めて整理を行った。そのため、鍵括弧の内容はあくまで発言の趣旨であって、そのままの発言が行われたとは限らない。

¹⁵ なお、(2) 調査対象にあるとおり、調査対象は合計13社である。ただし、同じ会社に属するインタビュー対象者が複数人同じことを述べていたとしても、1としてカウントしている。また、当該意見を述べていない会社が、当該意見についてどう考えているかは明らかではない。

医療分野ベンチャー企業3社については、具体的な規制及び製品を前提に議論したため、医療分野特有の議論が多くなり、ここで取り上げているようなAIシステム一般に関する議論の量が結果的に少なかった。

さらに、ここでいうステークホルダーは、AIシステムの開発者・提供者と顧客に簡単に分割できない。なぜなら「AIシステムのサプライチェーンは、単純に、AIシステムの開発者、提供者、利用者といった形で割り切れるものではない。AIシステムの一部部品を作る会社、機械学習のためのデータの提供者、ハードウェアのみを作る会社、などかなり細分化している。そのため、責任の所在が不明確になるとともに、ある会社が作ったAIシステムやその部品が購入者によって不正な目的のために用いられるリスクも生じている。その中で適切に責任分担を行う点に課題がある。」【5】からである。

これらの意見からは、AIサービスに対するリテラシーを学校教育等を通じて全国で高めつつ、適切にリスク分担の在り方を実効性ある形で実現することに対する事業者のニーズを看取することができる。

② AIサービスに対する何らかの規制は必要だと考えますか？

現状は、AIに関する強制力のある規制は日本には存在していない。そのため、各社の対応は、自社でガイドラインをすでに作って組織的な対応をしているところから、現状では特定部署の特定人にノウハウが蓄積しているという属人的な対応に留まっているところまで幅がある。ただし概ね、「社会的責任を自ら重視して対応している」【6】。それで問題なく業務を遂行してきた面もあるためか、「強い法規制をかけるとイノベーションを阻害する」【6】点に対する懸念も共有されていた。

しかし他方で、「その点に関する意識や対応が不十分な企業も存在しているようである。」【3】。この指摘はさらに、上記のサプライチェーンの長期化も踏まえると、「自らが作った製品が不正な目的に使われた場合の責任分担に対する不安」【2】にも繋がっていた。さらに、「アメリカはとりあえずやらせてみて問題があれば規制する、EUはまず規制を作ってそれを乗り越えるように事業者が競争するという形である。日本は、規制を乗り越えようという風潮が乏しかったり、あるいはレピュテーションリスクや製品の安全性を重視するので、イノベーションが起こりにくい」【2】という観察も表明されることがあり、規制の不在がイノベーションを阻害する面があることも指摘される。

そのような文脈も踏まえつつ、より積極的な意見として、「規制があることによって、その規制に対応しつつそれを乗り越えるような技術革新のモチベーションが生まれ得る」【3】という指摘も見られた。上述の「リテラシーの浸透という観点からも最小限の法規制はあった方がよい」【1】という観点も提示された。

すなわち、事業者は法規制全般に対して反対しているというよりも、不適切な法規制を懸念しているものと思われる。むしろ、適切な法規制については、事業を円滑に遂行する観点からもその必要性を認め、あるいは望ましいと考えていることは、下記の具体的な規制の在り方に関する議論からも分かる。

③ AIサービスに対する規制の内容として「適切」な規制にはどのようなものがあると思いますか？

④ AIサービスに対する規制の内容として「不適切」な規制にはどのようなものがあると思いますか？

規制の在り方に関しては、いわゆる「リスクに応じた規制には賛成」【7】という意見が広く見られた。「リスクの大きいAIシステムに対しては何らかの規制があっても仕方がない」【3】という見解もあり、リスクベースドアプローチに基づいた規制は、それが合理的なものである限り、事業者にとっても受け入れ可能だと思われる。逆に、これまでの見解からも理解できるように、「規制の対象や内容が不明確な規制は、対応が難しい上に、その枠組みの中で公正に競争をしてより良い製品を追求することも困難にする」【2】ことも指摘されている。法規制には特に明確性が求められる所以である。

具体的な規制の在り方としては、「ブラックリスト方式で明らかに不正な目的を禁止する規制は望ましい」【2】、「AIシステムの開発・利用の安全性を確保するためのガバナンスに対する規制が望ましい」【4】といった意見が見られた。これらの規制は、サプライチェーンの長期化に伴ってAIシステムやその部品の開発者・提供者に生じるリスクを低減させるからである。より踏み込んで、「第三者機関の設置及び認証等の形でAIシステムの安全性等に関して問題がないことを公証できるようにできると、レピュテーションリスクが低下し、社内での検討も容易になるので望ましい」【4】という意見もあった。他方で、「単なるガイドラインではなく、制裁金を伴う罰則を定める法規制だと重すぎることもあり得る」【1】、「認証制度に、中小企業・ベンチャー企業が対応できるか、またその認証がEU等の外国にも通用するかは心配である」【1】といった指摘もあった。このような強い法規制に対する懸念からしても、法規制は必要最低限に留めるべきだと考えられていることがわかる。

事業者の中でも意見がやや分かれたのが、AIシステムの精度に関する法規制であった。「AIシステムの精度に関する基準を法律で設けるのも、それへの対応も技術的に困難であると思われる【4】という意見が提示される一方で、「安全にかかわる製品等の精度の担保は現状でも求められている以上、そのような製品におけるAIシステムの精度面の保障が求められることも仕方がない」【2】という見解も示された。上記の明確性の要求と合わせて考えれば、必要最低限かつ明確な規制にすることができるとすれば、AIシステムの精度に関する規制もあり得るものと考えられる。

さらに「AI規制を行うのであれば国際的な整合性が担保されたものでなければ、各国ごとの対応が必要になり、リスクとコストが高まるのでイノベーションを阻害する【3】」という指摘もあった。一言で言えば、ガラパゴス化に対する懸念である。

- ⑤ AIシステム開発事業者がAIシステムの開発に使用するデータを提供する事業者に対する何らかの規制は必要だと思いますか？

自社内部でデータを調達できているので、特に問題意識を持っていないという事業者も多かった。他の事業者からデータを購入している場合には、懸念点として「AIに学習させるデータの中に、権利関係がきちんとクリアされていないものがあつたら困る。この点を含めて、AIデータを提供する事業者にも適切に責任を負ってもらう必要がある。」【3】という指摘がなされていた。

- ⑥ AIサービスの提供対象に対して、AIサービスの利用にあたって認識し、受容させることが必要と思う事項はありますか？

「AIサービスの誤用・悪用がないように、しっかりとAIサービスの目的や特徴、利用法を理解して、目的の範囲内で利用してほしい」【2】という指摘があった。

- ⑦ AIサービスに関連して、日本政府に期待することはありますか？

上記にも関連して、「AIシステムの特徴や、AIシステムを適切に評価・使用するためのAI倫理については、政府が主導して国民のリテラシーを高めてほしい」【3】という要望もあった。国民のリテラシー向上の必要性はかなり強く共有されているようである。

同時に「AI規制については、事業者が行うべきことを明示的に定めたガイドラインの整備等を積極的にやってほしい」【7】といった意見も多く見られた。ただここでいうガイドラインとしてイメージされているのは、それに従えば事業者としては社会的責任を果たしたことになるような、具体的なものである。逆に言えば、これまで提示されてきたガイドラインは、そのような用途に耐えうるものではないことになる。そもそも従来のガイドラインはそのような用途を想定していなかったのも確かである¹⁶から、より明確かつ合理的な責任分担を可能にするための具体的なガイドラインや、場合によって法規制に対するニーズが存在しているといえる。

第三章 市民へのグループ・インタビュー

第一節 調査の目的

市民に対する調査の目的は、日本の市民は、どのような規制であれば許容可能か、あるいは望ましいと考えるかを明らかにするところにある。事業者によるAIサービスの開発・提供を可能な限り促進する観点からは、とりわけ、①最低限必要な規制はどのようなものか、②その規制の有無やその対象についてどのように市民に伝えれば安心するか、また③これらの前提として、市民のAIサービスに対する期待と不安はどのようなもので何から生じているか、を明らかにすることが望ましいと考えた。

これらの点、とりわけ③については、質的調査によってその構造を明らかにした上でその後の量的調査のための仮説を具体化することが適切であると考えた。そのため、まずは質的調査でも幅広く意見を聴取できるグループ・インタビューを行った後に、アンケート調査を実施することにした。

本章ではグループ・インタビューについて詳述する。

¹⁶ 例えば、AI事業者ガイドラインは「関係者による自主的な取組を促し、非拘束的なソフトローによって目的達成に導くゴールベースの考え方で……作成」されている。そのため、当該ガイドラインは、それに従えば社会的責任を果たしたことになるようなものではなく、むしろ事業者が自ら社会的責任を果たすように動かなければならないという点で、このニーズを満たすようなものとは評価しにくい。

第二節 調査対象

予算の制約上、3名×4グループを対象とすることにした。上記の研究目的からして、とりわけAIサービスに対して不安を持っている方の意見を詳しく聴取したいと考えた。また、AIサービスに対する不安は、男女でその内容が異なり得ると考えたため、①期待先行型男女グループ、②不安先行型男性グループ、③不安先行型女性グループ、④中立型グループをインタビュー対象とすることとした。対象者は、調査会社プラグおよびプラグ提携会社が保有するインターネットモニターに、WEB調査を行い、条件合致者から候補者を抽出した。

そのWEB調査においては、デモグラフィック質問のほか、AI技術を採用した商品やサービス全般について「A（生活が便利になる・暮らしが豊かになる）」と「B：不安である・なんとなくこわい」のどちらが近いかを5段階評価で聞いた。また、実際にインタビューで例として使用するAIサービス（後述）を提示した上でそれに対する関心の度合いを聞いた。その上で、グループの割り付けは、上記AIサービスについて「非常に関心がある」あるいは「やや関心がある」と回答した方に限定した上で、AI技術を採用した商品やサービス全般に関する印象についてそれぞれ、①Aに近いと答えた男女（期待先行型グループ）、②Bに近い、どちらかといえばBに近いと答えた男性（不安先行型男性グループ）、③Bに近い、どちらかといえばBに近い¹⁷と答えた女性（不安先行型女性グループ）、④どちらかといえばAに近い～どちらともいえない～どちらかといえばBに近いと答えた男女（中立型グループ）と答えた方を割り付けた。また、年代や家族構成で考え方が異なる可能性を考慮して、各グループは、20-30代から1名、40-50代から1名、60代から1名で構成することとした。具体的な調査対象者のリストについては、以下を参照。なお、調査対象からは、職業が調査会社、コンサルタント、広告代理店、マスコミ、AI製品・サービスの開発・販売である方を除いている。

表2 グループ・インタビューの調査対象者

期待先行型グループ	男性	25歳	東京都在住	パートナーと二人暮らし	子どもはいない
	男性	43歳	宮城県在住	パートナーと二人暮らし	子どもはいない
	女性	67歳	東京都在住	パートナーと二人暮らし	子どもがいる
不安先行型男性グループ	男性	28歳	京都府在住	一人暮らし	子どもはいない
	男性	46歳	愛知県在住	妻・子ども二人と同居	子どもはがいる
	男性	53歳	埼玉県在住	母と同居	子どもはいない
不安先行型女性グループ	女性	34歳	東京都在住	父母と同居	子どもはいない
	女性	49歳	東京都在住	一人暮らし	子どもはいない
	女性	61歳	東京都在住	夫・子ども一人と同居	子どもがいる
中立型グループ	女性	34歳	東京都在住	母と同居	子どもはいない
	女性	43歳	北海道在住	母と同居	子どもはいない
	男性	60歳	滋賀県在住	パートナーと二人暮らし	子どもはいない

調査対象からは、グループ・インタビューに先んじて、調査会社を介して最終的な同意を得ている。実際のグループ・インタビューは、2022年11月15日から21日にかけて、オンラインにおいて、グループごとに二時間で行った。また、モデレーターは調査会社の方が担当し、小川及びNEC社員が同席して、必要に応じて追加の質問を行った。

第三節 調査手続

実際のインタビューにおいては、まずインタビューの趣旨を説明した。その上で、AI全般に関する印象や、AIに対する期待や不安について伺ってそれを深堀した。次に、AIAにおいてハイリスクAIに分類されるAIサービスの中でも多くの人々が想起しやすいものと推測される、就職活動の際に企業の人事担当者がエントリーシートの合否判定の補助のために採用AIを用いている事例¹⁸を提示して、

¹⁷ 不安先行型グループに「どちらかといえばBに近い」を含めているのは、「Bに近い」の方が少なく、性別や年代を分散させることができなかったためである。

¹⁸ 東京大学未来ビジョン研究センター技術ガバナンス研究ユニット AIガバナンスプロジェクトにおける研究成果の一部であるリスクチェーンモデルに基づく事例検討において用いられた事例を参考にした。

https://ifi.u-tokyo.ac.jp/wp/wp-content/uploads/2022/10/RCModel_Case01_Recruitment-AI_IP.pdf (2024年3月10日最終閲覧)

応募者としてどう感じるかを深堀した。その上で、当該AIに対する規制ということをも前提としつつ、個人情報保護法やAIAに含まれる規制を分節化して示した上で、それらの規制としての必要性や、規制対象としている点に関する情報開示の必要性について聴取した。

具体的な質問項目及びインタビューフローについては、本稿末尾の別添資料1を参照のこと。

第四節 調査結果

第一項 概要

AIサービスに対する期待や不安は、それに対する人間の関与の度合いに大きく左右されているようであった。すなわち、人事評価や保険金査定においてAIシステムが人間を代替して決定することを想定した場合には、AIシステムの性能が人間に匹敵するものではないことやAIシステムの判断基準の硬直性・不可視性を理由とした不安が大きくなる。これに対して、想定するAIサービスが、ショッピングサイトのおすすめ機能、AIスピーカー、AIを搭載した家電といった、AIシステムが人間を補助するものであれば、不安よりも、人間の能力を補う便利さに対する期待が大きくなる。

このような期待・不安は、AIサービスに対する誤解に基づくものというよりもむしろ、AIの特徴に対する正確な理解に基づいている。すなわち、AIによる判断は、感情等に左右されないという点で公平であるといえる一方で、同じ点が硬直的という欠点とも評価されうる。市民は、これらの点を理解した上で、欠点の方を重く見ており、逆にそれを人間が補ううると考えているがゆえに、AIサービスに人間が関わることを求めているのである。

ただし、市民がAIに対して抱いている不安はそれだけではない。一般に、個人情報の不正な利用や漏洩に関しては強い懸念が共有されている。それに対応して、個人情報保護に関する法規制は、最低限、必要なものと考えられている。また、AIサービスの安全性を保つためのAIサービスの開発・提供のガバナンスに関する規制もまた、法律に依るかどうかはともかく、求められている。ただし、規制があればあるほど良いわけではないこともまた市民には共有されている。端的にまとめれば、市民は、国が強い規制や細かい規制をかけて管理、監視していくというより、国による規制はあるけれど、その規制は人々が安心してAIを使えるための規制や、企業のイノベーションやサービスの自由な発展を阻害しない程度の規制に留めるべきであると考えている。

第二項 質問項目ごとの意見

以下は、質問項目ごとにいただいた意見をまとめたものである。ただし実際のグループ・インタビューでは、事業者インタビューよりもさらに柔軟に質問を行ったため、実際に行った質問を筆者の方で質問項目ごとにまとめなおしている。

○ AI全般に関する印象・期待と不安

AIサービスに対する期待と不安を論じるときに、想定しているAIサービスの差異が顕著に表れた。

まず、不安先行型グループ及び中立型グループの不安に着目すると、不安を感じているときに想定されているAIシステムは、概ね、人間による行為や評価を代替するようなものであった。そのAIシステムは、抽象的に、〈人間による行為や評価を代替するもの〉として想定されている場合もあれば、自身や他者の具体的経験と紐づけつつ、人事評価システムや保険金査定システムにおける人による評価からAIシステムの評価への代替やZoomによる対面コミュニケーションの代替が想定されていることもあった。

そのような想定の下で、「人間ももちろんそうだけど、AIはどういう理由でこの結論に至ったのか、AIは返事はしてくれないので、人間が納得できる答えをAIは示してない。単純計算させるのはいいけれど、難しい思考になってくると、人間の頑張る分野だと思っている。そこら辺はAIが出したとしても不安な部分があると思っている。」(不安先行型男性G・28歳男性)¹⁹といった解釈可能性の欠如にも由来する、AIシステムの性能がまだそれらの行為や評価を代替するのに十分な程度に達していないのではないかと懸念や、「不安は人間の仕事がどんどん減っていくのが確実に見えてきているので、自分含め、仕事がなくなっていく後の人間はどうしたらいいんだろう。」(不安先行型女性G・

¹⁹ 鍵括弧は発言録からの引用を示す。インタビュー結果の保存の観点から、その内容を日本語として整えることはしていない。

49歳女性)、「仕事も人の手が加わらなくてもAIで代用できるところは、全部AIに任せて雇用の不安もある。」(中立型G・34歳女性)といった人々の職を奪うのではないかという不安、「人と交わることで子ども達が成長していったり、イヤなこととか、いじめられたり、いじめてみたり、泣いたり笑ったりということがなかったり、レジも機械でやるので、人と接する機会がなくなる。」(不安先行型女性G・61歳女性)という人々の生活から人間味が失われるのではないかという懸念に繋がっていた。中立型グループでは「最初は、AIが私達にとって代わる不安があったけれど、AIも人が作っているものだと気付いたから、不安がなくなってきた。」(中立型G・43歳女性)という逆向きの発言もあった。これらのことから、開発から実際の利用に至るまで、人間が関与していること・管理できること自体が、AIシステムに対する安心感をもたらすものと推測される。

この構造は、期待先行型グループにおいても確認できる。すなわち、期待先行型グループにおいて想定されたAIシステムは、ショッピングサイトのおすすめ機能、AIスピーカー、AIを搭載した家電といったものである。これらのAIシステムは、人間の行為や評価を代替するものではなく、人間を補助するものである。「これからの時代、高齢化社会を迎えると、物理的なもので体が動けなくなり、生産性が低下していく世の中が変わってきたときに、AIがサポートしてくれる役割を期待を持って考えられる。」(期待先行型G・43歳男性)、「身の周りの家電だけでなく、生活に寄り添ったような感じで、特に私は老後の生活を迎えるわけで、どんどんAIがいいように開発されて、世の中が高齢化社会になるが、一人ひとりが便利でしかも高齢者に優しいシステムが構築できると、日本もどんどんよくなると思う。問題も解決されることが多いんじゃないか。」(期待先行型G・67歳女性)といった意見が示すように、期待先行型グループでは、AIによる人間の補助に対する期待が大きいため、AIに対する期待が不安を上回るという意見が一致していた。つまり、期待先行型グループにおいても、人間の関与が大きいこと、人間が主導権を握っていることがAIシステムに対する安心に寄与していることが推察される。この点については、採用AIについて聴取する次の質問項目においても、意見が分かれるものの維持される。

その上で、期待先行型グループにおける不安は、「AIが情報を蓄積していく中で少なからず個人情報のいろんなデータが蓄積していくと思うので、いろんな情報がその企業の元に渡ってしまう。提供先の企業によっては不安を感じる。」(期待先行型G・25歳男性)、「個人情報の面でとても心配。いろんな新しいものが出てくるけれど、結局どこかで情報漏洩とかセキュリティはぼろっとほつれが出る。今もある。それがもっと生活に根差したところでいろんな個人の情報を提供する場になって、完璧に管理できるのかちょっと不安がある。」(期待先行型G・67歳女性)といった形で、個人情報の不正な取得や漏洩に基本的には集中していた。後の項目でも見るように、個人情報保護についてはすべてのグループで一致して、最低限必要な規制であることが共有されているところ、期待先行型グループはAIシステムが個人情報をも利用することを理解していたために、その点に対する不安が顕在化したものとみられる。

また、期待先行型グループのうち一人は、個人情報保護に関する不安に加えて、「あまりにもAIが便利になりすぎて、人間自体が考えることをしなくなって、逆に知能が低下したり、新しい発展をしなくなるんじゃないか。物理的なところで、ものを届けてくれたり、便利になりすぎて、体を動かさなくなって、健康面のダメージがだいぶ先には出てくるのではないか。不安を感じた。」(期待先行型G・43歳男性)と述べていた。これも、AIがあまりに発達しすぎて人間を代替することを想定した不安であるから、人間の関与と安心の連関がここでも確認できる。

○ 採用AIの使用に関する印象・不安

まず留意すべき点として、採用AIについて一度説明しただけでは、ほぼ全員が、このAIシステムは書類選考の可否を、AI単独で決定するものと誤解していたか、あるいは担当者や上長の関わりの度合いを低く見積もっていたことが挙げられる。説明においては、「書類選考の可否は、上長判断を経て、応募者に伝えられます」という形で、AIシステムの可否はあくまで担当者の参考であり、可否は担当者が決定してその上長に承認される点で、人間が決定権を握っていることを強調していた。それでも、決定権の所在に対する誤解が見られた。

そのため、決定権の所在に関する情報に改めて注意を促した上で感想を聞いたところ、そうだとしても、「人が囁んでいると言っても限界があるに決まっている。3番〔上記の決定権に関する説明の番号〕は書いてもあっても、事実上あってないような気がする」(不安先行型G・28歳男性)といった、担当者や上長はただAIシステムの可否を承認しているだけではないかという懸念が示された。他

方で、「人がだいぶ関わっているのは若干安心の要素」（中立型G・60歳男性）、「上長判断を経てというので安心した。全部AIだと無理だと思った。人間が判断してくれるならいい。」（中立型G・43女性）という感想も述べられた。

このような傾向からは、AIサービスに対する人間の関与は、やはり安心感を与えるという基本的な構造が改めて確認できる。また、その安心感は、決定権の所在を明示するだけでなく、人間が決定に対して実質的に関与している・しうることを明示することで、さらに高まるものと理解できる。いずれにせよ、以下の回答は、基本的には採用AIに対する上記のような理解の下でなされたものである。

最初にこのAIシステムに対する印象を聞いたところ、12人中9人が「どちらかといえばネガティブな印象」であった。「どちらともいえない」は期待先行型グループ・43歳男性、不安先行型グループ・49歳女性のみであり、「どちらかといえばポジティブな印象」は期待先行型グループ・67歳女性のみであった。

これらの印象の理由を深堀してみると、グループを問わず、採用AIの性質、すなわち学習データに基づく一律な判断という特徴を正確に理解した上で、その特徴に由来する帰結に対して評価を行っていることがわかる。例えば、不安先行型グループにおいても、ポジティブな面として、「〔エントリーシートは〕莫大な量がくると聞いているから、ある程度の最初の選別は仕方ない。」²⁰（不安先行型女性G・61歳女性）、「人間には感情、好き嫌いが出てしまったり、読み逃した部分はAIがちゃんと拾ってくれそうな気がするのでそれはいいと思った。」（不安先行型女性G・49歳女性）という形で、大量にさばける、感情に影響されずに公平に判断できるという点が指摘された。他方で、感想の多くを占めたネガティブな面としては、「一定のレベルに達しない人達は一律にどこの企業を受けも受からないとか、エントリーシートをさんざん出すんだけどどこも通過しない、そういう人が生まれてしまうというのはすごく不安に思う。」（期待先行型G・25歳男性）、「似たような人材が合格する傾向になってしまうんじゃないか」、「AIの採用の条件に合わない人……が来たら100%落とされる気がする。」（不安先行型男性G・53歳男性）といった形で、基準の硬直性に関する不安が述べられた。同時に「AIの評価が人の選別と比べて不公平という点と難しい。ある面で言うと、機械的にやるから公平な部分もあるけれど、杓子定規にやるという意味では不公平だし、わからない。」（不安先行型男性G・28歳男性）と述べる参加者もあり、採用AIによる判断の長所と短所が正確に理解されていることが窺われる。

他方で、上記の感想が示すように、参加者が最も気にしていたポジティブな面とネガティブな面は、同一の特徴の裏表と言えるにもかかわらず、概して、ネガティブな面の方がより強く意識されていたともいえる。この点には留意が必要だと考えられる。

○ 採用AIに対する規制

まず、このAIサービスに対して、法律やガイドラインなど何らかの規制が必要かどうかをオープンクエスチョンで聞いたところ、中立型グループの1人と不安先行型（女性）グループの2人を除く9人が何らかの規制が必要だと答えた。必要な規制の内容としては、個人情報保護に関するものが最も多く（5名）、そのほかに、人間による最終的な判断の保障や、AIサービスによる判断の基準が不正ではないことの保障などを求める意見が見られた。また、それらの規制は、企業の自主努力に依るものではなく、国や第三者機関による担保があった方が安心できると考える参加者が多かった。これに対して、規制が不要だと答えた参加者の理由はそれぞれ異なり、「人材の採用だから企業の自由」（中立型G・60歳男性）、「規制があるとAIの技術も発展していかない感じがある」（不安先行型女性G・34歳女性）、「AIにルールを入れても、人間が採用するときの最初のルールがあるから一緒だと思う。」（不安先行型女性G・61歳女性）という点が指摘されていた。

あり得る規制のリスト²¹を示しつつ規制の要否を聞いたところ、個人情報保護にかかわる規制や、重大事故の当局への報告義務、判断に過誤が存在した場合の応募者への説明義務は、最低限必要であり法規制も必要だとする意見が多く見られた。加えて、採用におけるAIシステムの利用の有無や人の最終的な判断権の保持に関する規制については、企業が情報公開することがとても重要だとされるものの、最低限の規制として必要だとか、あるいは法規制を行うべきとする意見は明示されなかった。

また、インタビューの中でも最初に行った、不安先行型（男性）グループに対するインタビューの最

²⁰ []内は筆者による補足である。以下同じ。

²¹ 第四章第五節第二項（19頁以下）に掲げる表4・5と同じものである。別添資料1「オンラインインタビューフロー」も参照のこと。

後に、「AIサービスについて「国は企業に規制をかけるべきだが、その範囲は最低限にすべきである」という考えに同意できるか」を聞いたところ、全員が賛成していた。その際に、個人情報やデータの安全管理を重視する意見（不安先行型男性G・46歳男性）、AI開発のガバナンス面についてしっかりと規制するべきだという意見（不安先行型男性G・53歳男性）も述べられた。

期待先行型グループ、中立型グループ、不安先行型（女性）グループに対する質問の際には、上記の反応を踏まえて、質問をより明確化して、「AIサービスに関する規制の在り方について、「国が強い規制や細かい規制をかけて管理、監視していくというより、国による規制はあるけれど、その規制は人々が安心してAIを使えるための規制や、企業のイノベーションやサービスの自由な発展を阻害しない程度の規制に留めるべき」という考えに同意できるか」を聞いた。これに対してはインタビューを受けた全員が同意していた。その際には、「個人情報〔の保護〕は遵守してほしい。それ以外の部分はある程度、企業に任せる感じ。」（不安先行型女性G・34歳女性）、「ある程度安心のために規制は必要だと思う。それがAIの発展だったり、企業の採用活動の発展の妨げになるのは逆効果というかよいことではないと思うので、今仰っていただいたような規制のあり方がベストなんじゃないかと思った。」（期待先行型G・25歳女性）といった意見が挙げられた。

これらの反応からは、市民は、少なくとも個人情報保護について最低限、法規制が必要だと考えていることが窺える。また、AIサービスの開発・提供のガバナンス面についても、法規制に限定しないとしても、しっかりと安全性を確保して情報公開されるべきだと考えている。他方で、規制がイノベーションを阻害する懸念についても市民は共有しており、特に必要がない限り強力な規制よりも企業の自主努力に委ねることが適当であると考えていることがわかる。

第四章 市民へのアンケート調査

第一節 調査の目的

本章では、市民へのアンケート調査について詳述する。この調査の目的は、インタビュー調査と同様に、①最低限必要な規制はどのようなものか、②その規制の有無やその対象についてどのように消費者に伝えれば安心するか、またこれらの前提として、③市民のAIサービスに対する期待と不安はどのようなもので何から生じているか、を明らかにすることにある。また、本調査は、質的調査によって得られた仮説の検証作業としても位置付けられる。そこで、本調査は、質的調査と同様の質問項目を基本としつつ、質的調査によって得られた意見を選択肢等に反映することにした。

第二節 調査対象

PLUG及び提携先パネルのモニター登録者である全国の20～69歳男女であって、「あなたはAIについて、ご存じですか。」というスクリーニング質問に「知らない」と答えた方以外を対象として、1000人から回答を得た。その1000人の性別・年代・居住地域の構成比は、令和2年国勢調査の構成比に合わせている。

なお、アンケート調査の後半部分におけるひとつのAIサービスについての質問項目が多いため、個々の回答者にすべての事例について回答してもらうのは困難だった。そのため、回答者を500人ずつ、再犯可能性AIとローン審査AIについて答えるグループA、採用AIとがん診断AIについて答えるグループBに振り分けた。なお、グループAとBにおける500人の性別・年代・居住地域の構成比は、令和2年国勢調査の構成比に合わせている。

第三節 調査手続

アンケートの構造は大きく分けて、デモグラフィック質問、AIサービス一般に対する印象や意見を聞く前半部分、特定のAIサービスに関する印象や個々の規制の要否等を聞く後半部分に区別した。後半部分におけるAIサービスについては、AIサービスにおいて発生し得る不利益の程度や、人間とのかかわり方に応じて反応に差異が生じるかどうかを検証するために、インタビューでも用いた採用AIに加えて、医師の内視鏡検査において疑わしい部位をハイライトすることでがんの発見を補助するAI（がん診断AI）、裁判員裁判において裁判員が量刑の参考にするために被告人の経歴等に基づいて再犯可能性を割り出すAI（再犯可能性AI）、ローン審査において銀行の代わりに借入利率及び借入限

度額を決定するA I（ローン審査A I）²²を事例として用いている。また、アンケートの最後には、アンケートを通じてA Iサービスについて熟慮した上で、A Iサービスに対する規制の方針についてどう考えるかを確認する質問も置くこととした。

オンラインにて、最初に調査に関する同意を得た上で、アンケート調査を行った。A Iサービスや個々の質問項目における選択肢の順番はランダム化している。また、個別のシステムについて回答してもらう際には、当該システムについて視覚的に説明する画像²³をよく読んでもらうように促した上で、個々の設問回答の際にもその画像を提示しておくことで、それぞれのA Iサービスに対する理解を担保することを試みた。

第四節 質問項目

基本的には、インタビュー調査における質問を踏襲する形で設計した。前半（別添資料2問8まで）においては、A Iサービス一般に対する印象等を聞いた。後半（別添資料2問9以降）では、個々のA Iサービスに関する印象等を聞いた。また、アンケートの最後においては、A Iサービスに対する規制についての一般的な態度を聞いている。この質問は、アンケートを通じてA Iサービスに対する規制に関して考察を深めた回答者が、どのような態度を示すかを確認する目的で置いたものである。

具体的な質問項目及びそれぞれのA Iの説明については、本稿末尾の別添資料2を参照のこと。

第五節 調査結果

以下では、主要な質問項目の調査結果を示す。

第一項 A Iサービス需要の判断構造

第一に、市民は、A Iサービスに対して一般に期待が高いといえる。A I技術を採用した商品やサービス全般について、「生活が良くなると思う」（A）と「生活に不安が生じる」（B）のどちらに近いかを質問したところ、「Aに近い」と「どちらかといえばAに近い」が合わせて7割を占めており、逆に、「Bに近い」と「どちらかといえばBに近い」は合わせて4%強であった。

問2 A I技術を採用した商品やサービス全般について、あなたの印象は、AとBではどちらが近いですか。

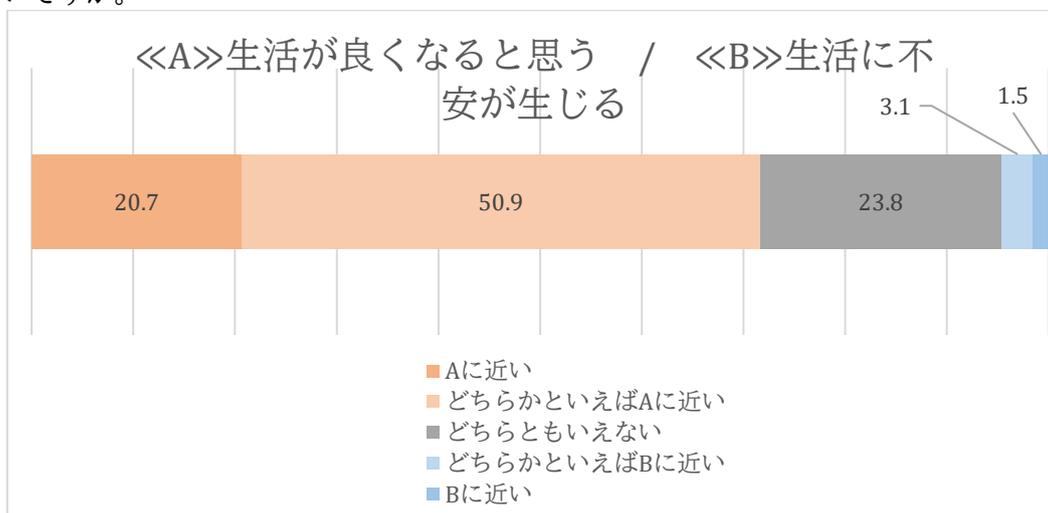


図1 問2に対する回答

²² これらの事例は、以下に掲載・分析されている事例を参考にした。ただし、ローン審査A Iについては、人間のかかわりを排除するなど、事例毎に差異を明確にするために修正を加えている。

https://ifi.u-tokyo.ac.jp/projects/A_I-service-and-risk-coordination/overview/（2024/3/17 最終閲覧）

²³ 質的調査において、A Iサービスにおける人間とのかかわり方がA Iサービスに対する期待や不安と大きくかかわっているという仮説が得られたことに加えて、しかしどういふかかわり方をしているかは丁寧に説明しなければわかりにくいようであることが観察されたので、説明画像においては、当該A Iサービスにおける人間とのかかわり方は専用のボックスを作って明示した。

以下の図2は、個々のA Iサービスの概要を示した上で、それらに対する印象を聞く質問9に対するA Iサービスごとの回答結果である。この場合も、「Aに近い」と「どちらかといえばAに近い」（以下では「A」として集計している。Bについても同様）が減って「どちらともいえない」が増えるが、傾向としては同様であった。

問9 A I技術を採用した商品やサービス全般について、あなたの印象は、AとBではどちらが近いですか。【<<A>>生活が良くなると思う/<>生活に不安が生じる】

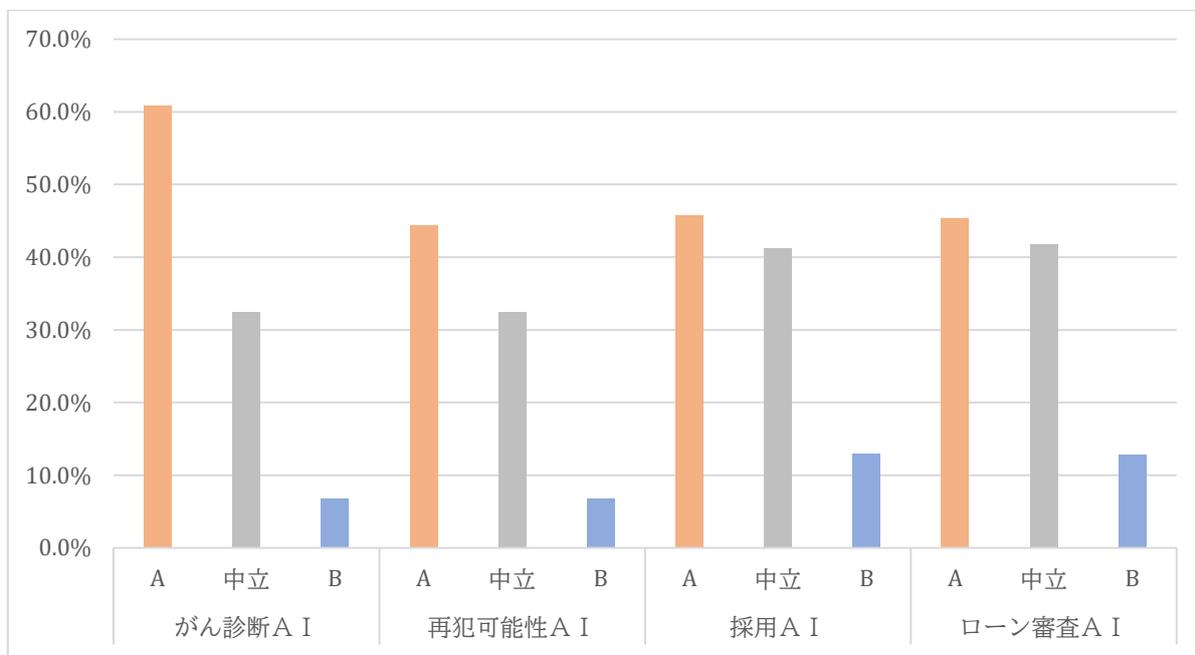


図2 問9に対する回答結果

そのため、一般に、A Iサービスに対しては、不安よりも期待が大きいといえる。

A I技術に対する印象についてより詳細に聞く質問項目（A I全般について問3、個々のA Iサービスについて問11）に対する回答結果は以下表2の通りであった。

こちらの調査でも、ポジティブな選択肢の方が、ネガティブな選択肢よりも多く選ばれている傾向が窺える。また、調査対象がハイリスクA Iであって生活に密着したA Iではないため、A I全般では最も選ばれていた「生活を便利にする」が相対的に下がっているが、「人間の能力を補完できそう」については同程度以上となっている。質的調査からは、A Iシステムが人間を補助するものであれば、不安よりも、人間の能力を補う便利さに対する期待が大きくなる、という洞察が得られていたが、それとも整合的な結果が量的調査からも見られるといえる。

問3 AI技術を採用した商品やサービス全般の印象をお尋ねします。当てはまるもの、近いものをいくつかもお選びください。【複数回答】

問11 あなたにこのAI技術が利用されるとした場合、このAI技術についてどのような印象を持ちますか。【複数回答】

表3 問3及び11に対する回答結果

質問項目		問3	問11			
態度	選択肢	AI全般	がん診断AI	再犯可能性AI	採用AI	ローン審査AI
ポジティブ	生活を便利にする（効率的になる、手間が省ける、簡単にできる、雑務をやってくれる）	42.9	25.6	16.0	22.8	23.4
	人間の能力を補完できそう（人間がやりがちなミスや偏りを、AI技術で補完できそう）	35.7	44.4	31.0	35.4	34.0
	身近になっている	33.8	20.8	13.6	18.2	13.2
	人は感情に流されたり偏見もあるが、AIはそれがないので公平に判断できそう	22.7	16.6	25.2	23.2	25.0
	AIのおかげでより安全に暮らせる	17.5	16.6	16.6	13.6	14.2
	AIはいずれ人間と同じように考えたり行動するようになる	17.4	7.0	6.6	5.0	4.0
	すでに世の中で利用されており、致命的なエラーは起きていない	8.5	4.6	4.2	6.6	3.6
ネガティブ	間違った判断をしたときの責任の所在が不安である	27.4	18.4	25.4	18.8	18.8
	人間と違い、柔軟・総合的な判断ができない	27.0	13.2	27.0	27.8	22.4
	人間が濫用・悪用する不安がある	25.9	10.4	14.0	12.2	15.6
	人間がコントロールしきれないところがある	23.9	8.8	16.8	14.4	12.6
	技術的にまだ不完全であるから、ミスが生じやすい	21.6	8.6	12.8	10.4	9.8
	AIに支配される不安がある	19.9	7.2	11.2	12.0	9.8
	人間らしいコミュニケーションが失われる	19.0	8.2	13.0	16.4	10.6
	情報漏洩や目的外の情報利用が心配である	17.7	11.4	9.6	7.8	14.0
	AIという機械が判断をすることに、抵抗感がある	13.3	7.6	12.2	12.2	10.0
自分に有利な判断をしてもらうために、嘘をついたりごまかす人がいそう	7.9	9.0	12.2	12.8	12.0	

その他	1.0	1.4	0.8	1.0	1.4
-----	-----	-----	-----	-----	-----

さらに、AIと人間のかかわり方のあるべき姿を聞く質問項目12においては、「AIを使ってもよいが補助に留めて、最終的な判断は人間が担当するべきだ」がすべて7割強であった。ここでも、AIサービスは人間にとって代わるのではなく人間を補助することが期待されていることがわかる。

問12 あなたにこのAI技術が利用されるとした場合、このAI技術について、次のうちあなたのお考えに一番近いのはどれですか。

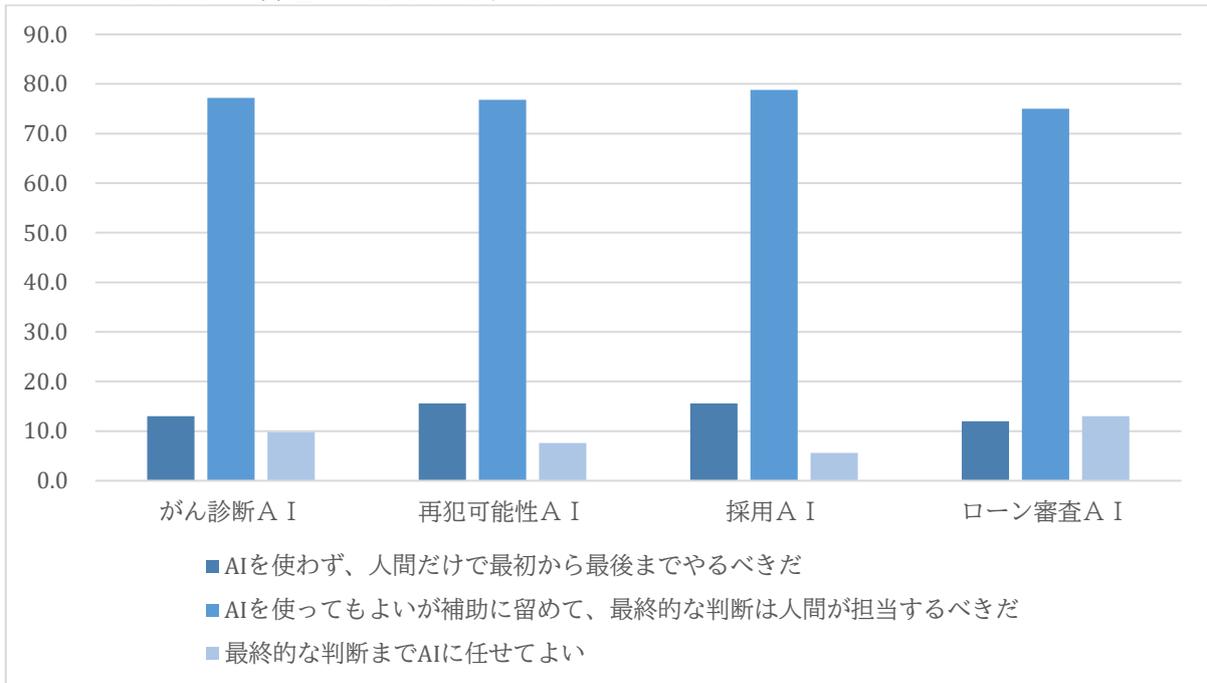


図3 質問項目12に対する回答

また、本調査では、提供主体に関する印象も聞いている。

AIサービスの提供主体はどのようなものかについて聞く問5における選択率の上位ふたつは、「大企業（従業員数が多い、資本金が大きい、歴史があるなど）である」の選択率が59.7%、「国際的な大手IT企業(Google、Amazon、Microsoftなど)である」が48.8%であり、第三位の「外国のスタートアップ企業(=新しいアイデアで短期間に急成長している)である」の26.6%の二倍程度の選択率となっている。

問4 あなたは、AI製品・サービスを開発、あるいはそれを提供している企業・団体はどのような企業が多いと感じていますか。【複数回答】

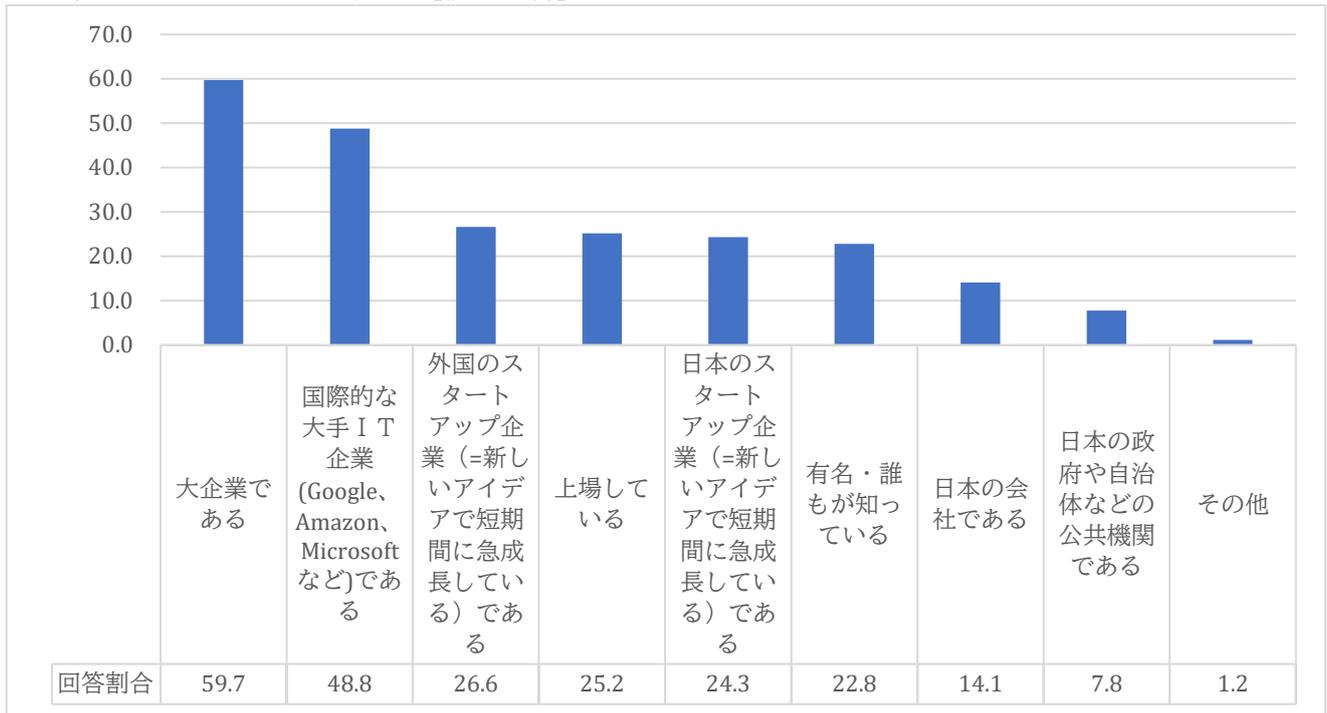


図4 質問項目4に対する回答

併せて、それら企業への信頼性を質問項目5で質問したところ、上位3つについては、以下図5のような結果であった。

問5 あなたは、AI製品・サービスを開発、あるいはそれを提供している企業・団体のうち、以下のような企業・団体をどの程度信頼できますか。信頼できるを+2、信頼できないを-2としたとき、あなたのお気持ちに近いものをそれぞれひとつずつお選びください。

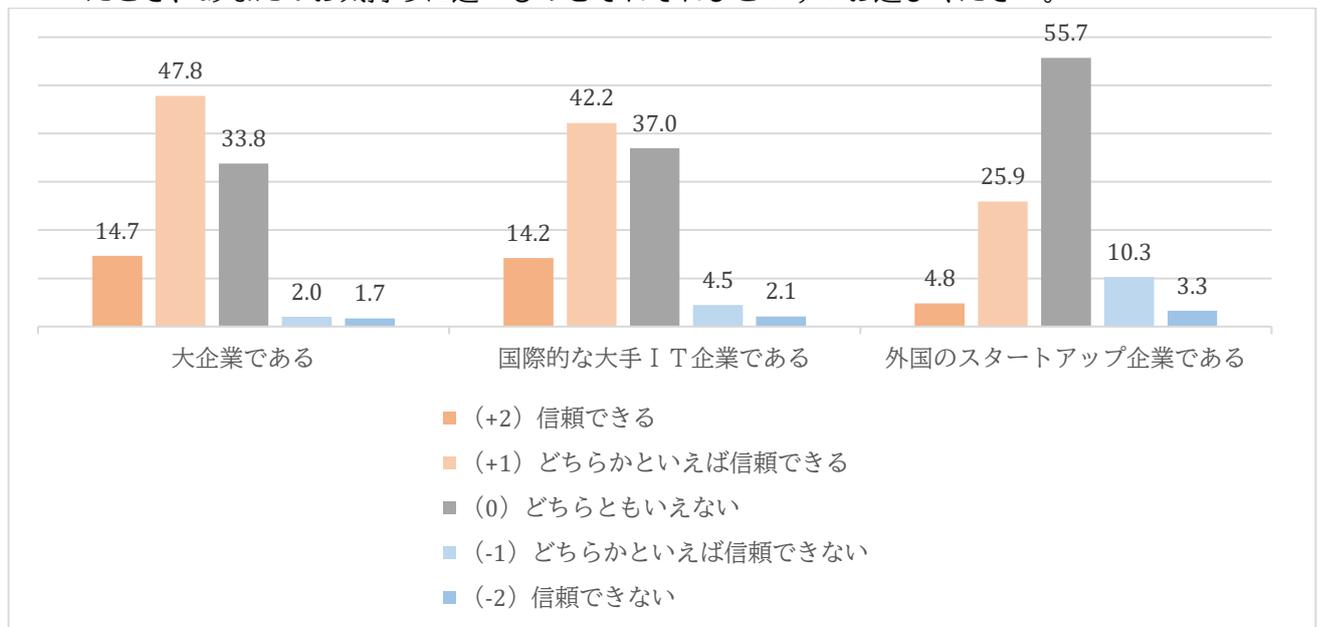


図5 質問項目5に対する回答

これらのデータからは、AIサービスそのものの性質に加えて、その提供主体が大企業や国際的な大手企業であれば、利用者の安心感は増すものと理解できる。

第二項 AIサービスに対する規制の在り方

アンケートの最後に、AI全般に関して、どのような規制の在り方を適切と考えるかを質問項目22で聞いた。その結果は以下図6及び図7の通りである。

問22 以下の項目それぞれについて、AI技術の規制に対するあなたのお考えはAとBではどちらに近いですか。【非常に良いと思う/やや良いと思う/どちらともいえない/あまり良くないと思う/非常に良くないと思う】

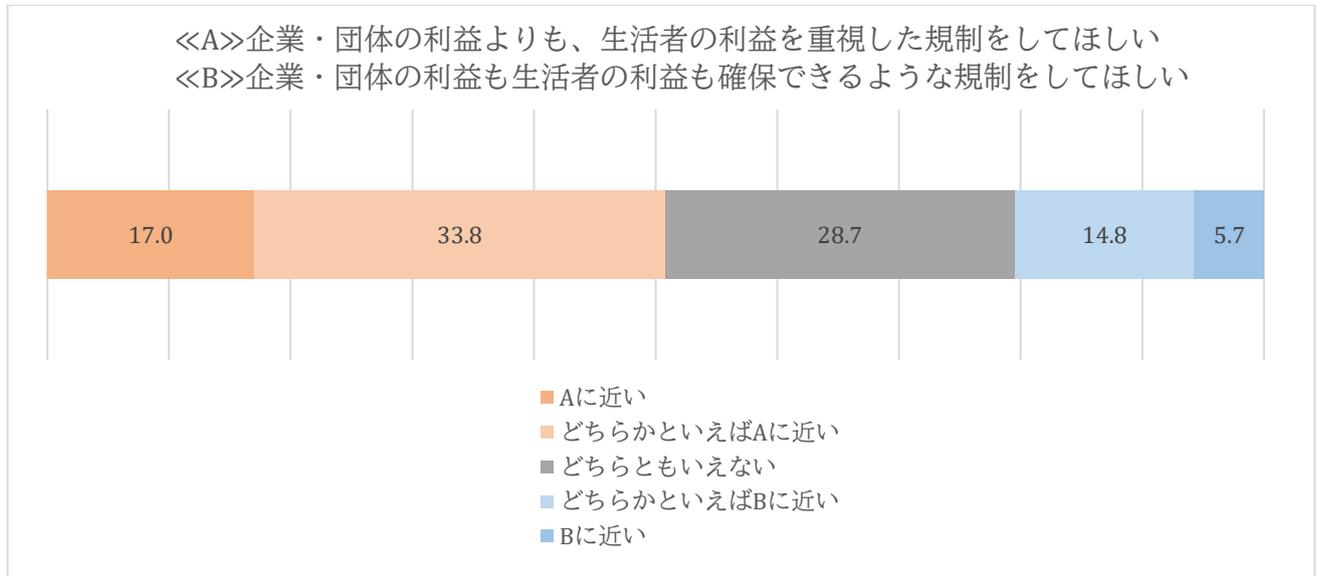


図6 質問項目22-1に対する回答

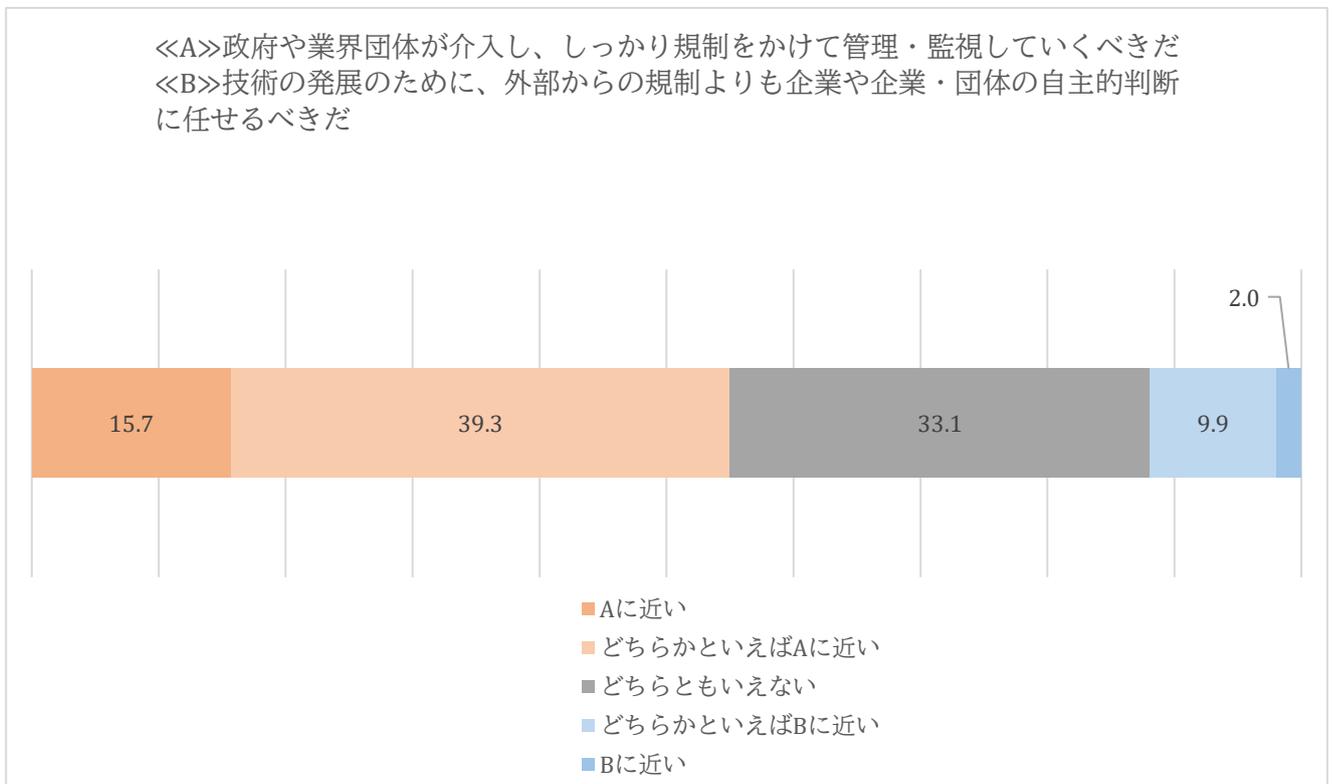


図7 質問項目22-2に対する回答

これらの回答結果からは、生活者の利益を確保するために、政府や業界団体によるしっかりとした規制を求める市民の姿が想起される。

この傾向は、それぞれのA Iシステムについて下記表3及び4に掲げた具体的な規制項目を挙げて質問した際にも確認された（質問項目14及び18）。すなわち、それぞれのA Iシステムに関して「あなたにこのA I技術が利用されるとした場合、以下にあげた事柄を、A Iを使う企業・団体に守ってもらうため、どの程度規制するのが良いと思いますか。」という設問において、①「国が法律で規制し、違反したら制裁を与えてほしい」、②「国でガイドラインを決め、企業・団体が守るようにしてほしい」、③「業界団体でガイドラインを決め、企業・団体が守るようにしてほしい」、④「各企業・団体が自主的にポリシーやルールを定めれば十分である」、⑤「特に規制する必要はない」の5つの選択肢の中から最も考えに近いものを選んでもらった（単数回答）。

結果としては、A Iサービスや規制項目によって回答の傾向が大きく異なることはなく、①が2割から3割、②が4割前後、③が2割前後、④と⑤はいずれも1割以下であった。すなわち、市民は、国が法律やガイドラインによって、しっかりと企業・団体を統制することを望んでいる。ただし、その際に用いる手段としては、法律よりもガイドラインを選ぶ市民の方が相対的には多いことに留意するべきである。

表4 性能面に関する規制項目

判断の精度が十分な水準に達しており、それが維持されていること
どんな学習データを使っているのかが明らかにされていること
A Iでどう判断するのか、その根拠は何かが分かること
実際に判断精度が良くない、あるいは判断に誤りがあったかどうか分かること
判断の精度を確保できない対象を明確にしておき、それが除外されていること
世の中や環境の変化で判断する基準が変わってしまった場合には、適切に再学習が行われること
学習データが公平であること（例・性別・人種等で不公平になっていない）

表5 ガバナンス面に関する規制項目

A Iシステムを使っていることを開示していること
誤りがあるとわかったら本人・関係者に説明がされること
人がどのように関わるかが明確にされていること
運用ルールを守ってA Iを使っていること
判断精度のチェックや、修正のための運用ルールを定めていること
判断精度が十分か、運用ルールが守られているかを第三者機関が承認していること
重大な事故や故障は当局へ報告され、必要に応じて公開されること
従業員に対して法令・倫理の教育を行っていること
判断精度や倫理問題の発生有無を適宜把握し、問題発覚時の問合せ窓口を設置していること

また、そのような規制が必要となる理由についても確認したところ（質問項目15及び19）、これもA Iサービスや規制項目によって回答の傾向が大きく異なることはなく、「A Iの判断が誤っていた場合のリスクが大きいから」の選択率が4割前後、「規制がないと、企業・団体は守らないから」も4割前後、次に高い選択率の回答は「A Iの性能がよくない企業・団体が中にはありそうだから」の2割前後であった。

この結果からしても、リスクベースドアプローチは広く受け入れられていることが見込まれる。また、法律にせよガイドラインにせよ、A Iサービスに対する規制を国が主導することが期待されているともいえる。

第五章 考察

第一節 A I 規制に対する日本の事業者と市民の考え方の重なり

まず全体として、A I 規制に対する日本の事業者と市民の考え方は、乖離しているわけではなく、むしろ共通点が多いといえる。

第一に、リスクベースドアプローチについては、事業者においても市民においても広く受け入れられているといえる。第二に、少なくともガイドラインに依る規制の必要性は広く認識されつつ、必要に応じて法規制も可能だという考えも共通していた²⁴。規制すべき内容については、現状の個人情報保護規制の遵守は市民から当然に要求されていることに加えて²⁵、事業者の目線からは、不正な目的へのA Iの利用をブラックリスト方式で禁止することや、リスクの大きいA Iシステムの安全性等を確保するためのガバナンス面での規制、またそれらの基準を満たしているかどうかに関する第三者機関による認証が求められる。これらの規制は、A Iサービスの安全性を確保・公証しながら、その規制の枠内における公正な競争とそれによるイノベーションを促す点で望ましいともいえるからである。一般に、市民からA Iサービスに対する期待は高いことを考えれば²⁶、少なくともこのような規制を設けることによって、日本におけるA Iサービスは、事業者・市民にとってより受け容れやすいもの・より投資しやすいものになり、更なるイノベーションを期待できるといえる。

第二節 A I 事業者ガイドラインの評価

上記を含めた本調査によって明らかになった視点から、現在の日本で最も重要なA I規制であるA I事業者ガイドライン（以下、本ガイドライン）がどのように評価されるか、以下で検討する。

まず、本ガイドラインが法的拘束力を有さないソフトロー形式で策定されている点には留意を要する。一方で、本ガイドラインに対するパブリックコメントでは、事業者を中心とする多くの主体から、本ガイドラインがソフトロー形式で策定されたことに対する賛同意見が、本研究における事業者インタビューの主たる対象であった多くの企業が参加しているJ E I T Aをはじめとした様々な業界団体やGoogle等の大会社から寄せられている²⁷。他方で、本研究におけるインタビューにおいては、リスクベースドアプローチに基づいた必要最小限の法律による規制——不正な目的へのA Iの利用のブラックリスト方式での禁止、リスクの大きいA Iシステムの安全性等を確保するためのガバナンス面での規制、またそれらの基準を満たしているかどうかに関する第三者機関による認証——はむしろ歓迎されていた。

このように一見したところ意見の齟齬が生じているのはなぜだろうか。推測できる原因としては、以下の2つが挙げられる。第一に、本ガイドラインは、ガバナンス面に対してだけでなく、精度面においても一定の規制を行っている²⁸。これに対して、事業者の見解では、精度面に対する規制は特に必要最低限にすることが求められていた。このことからすれば、精度面に対しても広汎な規制の順守を求める本ガイドラインは、その内容からして、ソフトローでなければならないことになる。第二に、本調査におけるインタビューはあくまでも匿名という条件下において、調査対象者個人の考えを聞くものとして行った。これに対して、本ガイドラインに対するパブリックコメントは、あくまで社名で行われているという点で大きな差異がある。A Iシステム関係事業の担当者としては、法規制が一定の範囲では必要でありまた有用であると考えているとしても、それを会社として主張してしまえば、その結果として事

²⁴ いずれについても、参照、第二章第四節第一項（6頁以下）及び第三章第四節第二項最終段落。

²⁵ 参照、第三章第四節第一項（10頁以下）。

²⁶ 参照、第四章第五節第一項（15頁以下）。

²⁷ 参照、総務省・経済産業省「「A I事業者ガイドライン案」に対するご意見及びその考え方」（2024）100頁 <https://www.meti.go.jp/press/2024/04/20240419004/20240419004-3.pdf>（2024年6月1日最終閲覧）。そこでは、意見提出者として、「[AICJ] [Google] [JaDHA] [ソフトバンク] [(公社)全国消費生活相談員協会] [全米商工会議所] [JEITA] [日本国際映画著作権協会] [(一社)日本知的財産協会] [日本マイクロソフト] [JDLA]」が挙げられている。

²⁸ 例えば、A I提供者には、「i. 人間の生命・身体・財産、精神及び環境に配慮したリスク対策」として、「A I利用者を含む関連するステークホルダーの生命・身体・財産、精神及び環境に危害を及ぼすことがないように、提供時点で予想される利用条件下でのパフォーマンスだけでなく、様々な状況下でA Iシステムがパフォーマンスレベルを維持できるようにし、リスク（連動するロボットの制御不能、不適切な出力等）を最小限に抑える方法（ガードレール技術等）を検討する」ことが求められる（本ガイドライン31頁）。また、これに対応して、チェックリスト（別添7）においては「A Iシステム・サービスの出力の正確性を含め、要求に対して十分に動作している（信頼性）ことを確認しているか？」や「b.様々な状況下でパフォーマンスレベルを維持し、無関係な事象に対して著しく誤った判断を発生させないようにしているか？」を確認することが求められている。

業者にとって不利な法規制を招く糸口になり得る。このような観点から、パブリックコメントで示された各社の社としての見解は、担当者個人の考えよりも（事業者目線からして）保守的なものにならざるを得なかった可能性がある。

このような懸念を払拭するためには、第一に、ハードローとソフトローの使い分けという発想が必要になる²⁹。本調査で得られた知見からすれば、不正な目的へのAIの利用をブラックリスト方式で禁止することや、リスクの大きいAIシステムの安全性等を確保するためのガバナンス面での規制は、責任主体や規制内容を明確に定めた法規制によって、長期化し続けるサプライチェーン上において他の主体が直接に関与できない主体の行動も安定的に規制できるので、AI事業者全体におけるリスク低減を実現できる。これに対して、不明確になりがちな精度面に対する規制を法律で行ってしまえば、AI事業者に対して曖昧な形で法的リスクを課すことになり望ましくない。そのため、精度面に対する規制は、本ガイドラインのようにソフトローを基本としつつチェックリストを提供することによって、事業者の自主的努力の負担を低減しながら可能な限りの実現を企図することも合理的であり得る。このように法律とソフトローの役割分担について、諸外国の実践例をも参照しながら検討することが望まれる³⁰。なお、このようなハードローとソフトローの併用的規制の可能性については、AI事業者ガイドラインの策定関係者も織り込み済みである³¹。

第二に、法規制であればソフトロー規制であれ、その内容をより合理的なものにし、より事業者が従いやすいものにし、より消費者にとって利益のあるものにするためには、その制定過程に対して実質的な形で多様な主体がオープンかつ公平な形で関与することが望ましい。なぜなら、サプライチェーンへの長期化に対して、個々の契約で対応するのではなく、利害関係者間での協議の上で各主体が同一の指針を受容することが効果的であり得るからである³²。策定主体が国家であるとしても、その策定過程にサプライチェーンに属する利害関係者が広範かつ実質的に関与できるのであれば、その規制には上記の金網を期待できる。また、その規制は多様な意見を取り込んでいることがだれの目にも明らかな規制は、その内容の合理性が一定程度担保されることが期待・信頼される。

この点について、本ガイドラインは、自身について「政府が単独で主導するのではなく、教育・研究機関、一般消費者を含む市民社会、民間企業等で構成されるマルチステークホルダーで検討を重ねることで、実効性・正当性を重視したものとして策定されている。」とした上で、「AIをめぐる動向が目まぐるしく変化する中、国際的な議論等も踏まえ、本ガイドラインに関しては、AIガバナンスの継続的

- ²⁹ この方向性に関連して注目すべき規制類型として、特定の問題に対応するにあたり、効率的かつ実効的なコントロール・ポイントを特定し、それらが行う自主規制に対し一定の公的な働きかけを行うことにより、公私が共同で解決策を管理する手法である「共同規制」が挙げられる（生貝直人『情報社会と共同規制』（勁草書房、2011）33頁）。共同規制を理念として採用した日本の法律として、特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性の向上に関する法律（令和2年法律第38号）がある。同法は、その理念に従って、特定のデジタルプラットフォームに対して利用事業者に対する情報開示義務、利用事業者との相互理解を促進するための体制整備義務、デジタルプラットフォームの運営状況について自己評価を付した報告書を経済産業省に提出する義務を課した上で、経済産業省が当該デジタルプラットフォームの透明性及び公正性についての評価を行い公表する旨を定めることで、特定デジタルプラットフォームの自主的な取り組みを促すことが想定されている。同法の制度・運用及び効果については、角田美咲「特定デジタルプラットフォーム取引透明化法の運用を経て」NBL1235号（2023）を参照。
- また、日本におけるAI法制の今後のアプローチとして、共同規制に期待するものとして、福岡真之介「AIに関する法制化についての日本のアプローチ」立命館国際地域研究55号（2022）。
- ³⁰ 近時、山本龍彦は、「AIの問題は同時に憲法の問題でもある」という問題意識から、「国会という開かれたアリーナ」を通じて、「ガイドラインでなく、AI規制の基本的枠組みを定める法律を制定し、そのなかに憲法や基本的人権との関係性をしっかり書き込むことで、AI法制に憲法具体化法としての明確な位置付けを与えるべきである。」と主張して、AI事業者ガイドラインのみによる規制を批判している（山本龍彦「AI法制と憲法」自由と正義75巻6号（2024）24頁、同旨、同「デジタル化の憲法的課題」司法研修所論集133号（2023）71頁。AI法制を憲法具体化法として位置付けるために憲法や人権への明示的な言及が必要かどうかは留保するが、AIの利用が深刻な憲法問題を惹起し得ることは事実であることから、そのような問題を防止するための法律が必要であるという指摘として首肯できる。
- ³¹ 参照、松本敬史ほか「AI事業者ガイドラインの解説」NBL1270号（2024）15頁（松本発言）。ただし松本は、同箇所「日本はソフトローだから早くEUのようなハードローにしなければならない」という主張は大きな誤解で、どちらのアプローチであっても、AIに対する適切なルールの内り方は世界中で試行中というのが正しい理解です。」とも指摘している点にも留意が必要である。
- ³² 参照、小塚壮一郎「AI原則の事業者による実施とコーポレートガバナンス」情報通信政策研究4巻2号（2021）31-32頁。

な改善に向け、アジャイル・ガバナンスの思想を参考にしながら、マルチステークホルダーの関与の下で、Living Document として適宜更新を行うことを予定している」としている（3頁）。この点は高く評価できる。

しかし、そのような策定の経緯や今後の予定は具体的に明らかにされていない、という問題点がパブリックコメントにおいても指摘されている³³。これについて、政府側は「ご意見として承ります。今後の更新・改訂の検討にあたり、参考とさせていただきます。」としか回答していないが、これらの検討過程や予定がオープンにされていなければ、マルチステークホルダーやその意見の反映が偏頗なものになる可能性は依然として残ることになり、せつかくのマルチステークホルダーによる関与が、広く信頼を得る要素として機能しないことになりかねない。

そこで、マルチステークホルダーの意見を反映するためのオープンで公平なプロセスの在り方を検討・策定した上で、そのプロセスに従って法規制を含めた健全なAI規制をさらに追究するべきである³⁴。

次に内容に関しては、事業者からも市民からも広く受けいれられているリスクベースドアプローチに基づいて策定されていることは、高く評価できる。ただしこの観点からは、「AIのリスクを最低限に抑制しつつ、AIシステム・サービスの開発・提供・利用を通じて最大限の便益を享受する」ための「各主体が取り組む事項」と、「AIによる社会への便益を一層増大させ、我々が目指すべき「基本理念」を実現していく」ための「社会と連携した取組が期待される事項」（11～12頁）が、個々の部分では「重要である」・「期待される」という書き分けのみで区別されていたりするなど、リスクに応じた取組みに重要性の程度の差異が不明確になっているのは問題である（なお、別添7のチェックリストでは区別されていない）。すなわち、これらの記述の趣旨としては、「各主体が取り組む事項」についてはAIシステムのリスクを低減させるために事業者が遵守する義務を負わせるのに対して、「社会と連携した取組が期待される事項」についてはAIシステムの利用をより発展させるために遵守することが望ましいと推奨するに留まるものと解される。しかし、本ガイドラインはソフトローでありその実効性担保の手段も明確にされていないため、両者の義務賦課の態様や程度について法的に有意な区別をすることができていない。そのため、このように細かな記述の次元で書き分けることになってしまっているものと解される。したがって、本ガイドラインの内容を適切に実現するためには、ハードロー規制を含む様々な義務賦課の方法を相互補完的に使い分けるべきだと考えられる。

また、このような並列は、日本におけるAIシステム規制のガラパゴス化を避けるという観点³⁵からも望ましくない。本ガイドラインは海外のガイドラインも踏まえて作成されており、その参照先が明示されているのは評価できる（別添9. 海外ガイドライン等の参照先）が、その粒度も高くないこともあって、どこからどこまでが海外のガイドラインでも求められているのか、あるいはそうではないのかが不分明である。特に、「社会と連携した取組が期待される事項」については海外のガイドラインでは必ずしも求められていないように思われるから、その点を含めた明確な整理が今後、必要である。

他方で、本ガイドラインが単なる理念や指針の提示に留まらず、チェックリスト（別添7）や仮想事例（別添8）を提示しているのは、本ガイドラインの利用可能性を顕著に高めるものと思われる。ただし、パブリックコメントにおいては、本ガイドラインの多くの部分について更なる具体化が求められている。この点については、今後の事例の蓄積等で解決できる部分もあると思われるが、そもそも一律に具体化の方向で解決すべきかは検討の対象とすべきである。なぜなら、多くの事業者がインタビューにおいて指摘していたように、「AIサービスに潜在しているリスクは製品ごとに異なるので、製品ごとにマネジメントしている。個別にリスクを洗い出すことが適切にできることが重要である。」³⁶からである。規制やチェックリストの文言を具体的にしすぎると、個々の具体的なリスクには対応していない、いわば使えないものになる蓋然性が高まる。それを回避するために、あえてそれらの文言を抽象的

³³ 前掲注（27）5、9頁

³⁴ その際には、EUがAIの策定や、偽情報に対する行動規範の策定の際に採用したプロセスが参考になり得る。前者については、山本健人「EUのAI規則案とデジタル立憲主義」東京大学未来ビジョン研究センターワーキングペーパーNo. 13（2023）14-16頁 <https://ifi.u-tokyo.ac.jp/news/14856/>（2024年3月7日最終閲覧）、後者については山本健人「偽・誤情報対策の作り方」（2024年3月18日デジタル空間における情報流通の健全性確保の在り方に関する検討会WG（第8回）報告）https://www.soumu.go.jp/mAI_n_content/000935746.pdf（2024年6月2日最終閲覧）を参照のこと。

³⁵ 参照、第二章第四節第一項（6頁以下）。また前掲注（27）7頁等でも複数の事業者から求められている。

³⁶ 参照、第二章第四節第二項（7頁以下）

な次元に留めることで、その適用者に対して自らリスクを分析し適切な対応策を検討する義務を課すに留める、という判断は十分に合理的なものでありうる³⁷。したがって、これらの文言をどこまで具体化するべきかは、どこまでを事業者の自律に委ねるべきか、どこまでを事業者に強制するべきか、という観点からの検討が必要になる。

この点は事業者も暗黙裡に理解しているはずである。それにもかかわらず上記のようなコメントがなされるのは、事業者の中に内在する二律背反的な要請に基づくものと解される。すなわち一方ではガイドライン違反を避けたいといういわばコンプライアンスの要請が存在する。他方では、実際のAIシステムの開発・利用におけるリスク低減の要請が存在する。上記のコメントでは、より遵守しやすい、すなわち事業者が自ら対応を検討する必要が無い基準が求められているがこれは前者の要請に対応するものである。そのため、実際に具体化すると、後者の要請の観点からの批判が生じる可能性がある。

これを避けるためには、事業者に対してどの程度まで具体的な義務を課すべきか、そのためにどのような文言を用いるか、その義務をどのように課すか、といった点を検討した上で、それらを一貫するような規制を検討すべきである。例えば、安全性のうち、それを直接担保するような精度面に関する要求（例えば、AIシステム・サービスの出力の正確性を含め、要求に対して十分に動作している（信頼性））については、リスクの低減のために必要不可欠であるものの、AIシステムに応じてその方法や必要な程度が極めて多様なために、明確化することが困難である。したがって、この点についてはソフトローでの抽象的な文言による規制に留めることで、各社による主体的な判断の余地を確保する方が現状は良いだろう。逆に、信頼性等を担保するためのガバナンス面の規制は、可能な限り具体化して法律によって規制することも検討されるべきである。例えば、透明性を確保するための措置、とりわけ検証可能性の確保のためのログの保存及びその方法等（17頁）の検討については、リスクが生じた際の対応に不可欠である上に行うべきことも相当程度まで明確化可能であると考えられる。したがって、事業者にとって過度な負担にならない可能な程度まで明確化した上で、法律によって義務を課すことも検討されるべきである。

また付言すれば、本ガイドラインでは、データ提供者については規制の範囲外とされている（4頁）。しかし、事業者インタビュー³⁸においても、パブリック・コメント³⁹においても、データ提供者に対する規制は求められている。AIシステムにとって学習データは必要不可欠だからである。そのため、今後はデータ提供者に対する規制についても検討すべきである。

まとめれば、本ガイドラインは評価できる面も多々ある一方で、その制定過程の不明確性やソフトロー規制に一元化している点で更なる改善の余地がある。今後のAI規制については、内容面に関する検討のみならず、適切な規制内容を同定し実効化するための制定過程や法形式の選択についても精力的に検討を進めていくべきである。

³⁷ この点について法解釈の面から論じたものとして、差し当たり、小川亮「デジタル法制ロードマップの公法上の課題」第一法規株式会社『デジタル法制の現状・未来に関する調査・研究（デジタル庁委託調査報告書）』（2024）
<https://www.digital.go.jp/policies/legal-practice>（2024年6月22日最終閲覧）を参照。

³⁸ 参照、第二章第四節第一項（6頁以下）。

³⁹ 参照、前掲注（27）4頁。

オンラインインタビュー フロー

◎重要 ○やや重要 △軽く聞く程度

Time Table	重要度	質問内容	備考
事前準備			
事前に、参加者には許諾文にサインをしてもらう			
0. 趣旨説明			
0:02	2	<p>(1) 趣旨説明</p> <p>このたびはご協力くださりありがとうございます。手元にお茶の準備をどうぞ。</p> <p>【目的】 AI技術を使ったサービスは以前とは違う側面がたくさんあり、企業や国や第三者機関が、様々なルールがどうあるべきかを大学や企業が研究しており、その研究の一環で、いろんな年代のいろんな方々が現状のAIサービスについてどう受け止めているのか、不安な点は何で、どうだったらそういった不安が解消できるのか、この座談会でホンネをお聞きました。</p> <p>【お願い】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・いろんな人の意見を聞きたい。思いつきでもいい。正しい間違いはないので、他の人と違っていてもぜひ聞かせて。 ・分析スタッフが別途視聴しているが、個人情報保護と機密保持に関して契約し厳重に管理しているので了承願いたい ・皆さまも、この観点から、決して録音やスクショをしないでください <p>【個人情報の扱い】</p> <p>先日同意いただいたのでここでは説明しない。聞かれたら回答(研究室のホームページや、様々な学術的な場において公表します。ただし公表に際しては、具体的に人物を特定できない形で行う。不明な点があればお問い合わせください)</p>	
1. 自己紹介			
0:05	3	<p>(1) 自己紹介</p> <p>ー 仕事、家族構成、趣味など(さしつかえない範囲で)</p>	●画面で話すことに少し慣れる
2. AI全般 印象・期待と不安			
0:20	15	<p>(1) AIと言われて思いつくこと・印象</p> <ul style="list-style-type: none"> ー ポジ(期待)、ネガ(不安)、どちらでも ー 理由、どんなサービスを思い浮かべてそう思うのか ー 何のどんな所からそう思うのか、どう感じるのか、そうなっているとどういい(悪い)か <p>(2) 期待と不安 (G1は期待が高く、G2-3は不安が高いと思われる)</p> <ul style="list-style-type: none"> ー 期待と不安、どちらが大きい? ー どんな不安がある? 	
3. 事例・採用AI 期待と不安			
	5	<p>(1) 前提を伝える</p> <p>Zoom画面で共有。司会読み上げ</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>このあと、就職時の書類選考でAIを使っている事例を紹介します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●大きな企業や組織は、最初の書類選考で、膨大な数のエントリーシート(履歴書)を扱います。 ●日本ではまだこれからですが、世界では採用するところが増えていきます。 ●企業(組織)に就職を希望する応募者として、どう思うか教えてください。 </div> <p>△ ー 採用でAI技術が使われていることについて、あなたはどのように思いますか</p>	●前提を話す(幅広い年代の対象者に自分事化させるため)

Time Table	重要度	質問内容	備考
		<p>(2) 採用AI 第一印象・不安</p> <p>Zoom画面で共有。司会読み上げ（事前に、紙に出力したものを送り、手元に置いて見ながら参加）</p> <p style="text-align: center;">人材採用でAI技術を使っている例</p> <p>1.書類選考の合否判断にAIを用いています</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大手のこの会社は、人材採用の書類選考で、次の面接に進めるかの合否判断に、AIサービスを使っています。 ・過去の、大量のエントリーシート（履歴書）と、実際の書類選考合否データを使い、機械学習というAI技術で分類し、判定します。 ・書類選考を通ると、面接を経て（過去の合否結果と照らし合わせて）7割の確率で内定が出るようになっています。 <p>2.採用担当者は、AI判断に影響した要素がわかります</p> <ul style="list-style-type: none"> ・AI分析結果は採用担当者のパソコン画面上の表示されます。 そこには、単なる合否判断だけでなく、エントリーシートで判断に影響したところがハイライトされています。 <p>3.書類選考の合否は、上長判断を経て、応募者に伝えられます</p> <ul style="list-style-type: none"> ・担当者はそれを参考に、上長の承認を得て書類選考の合否の通知を行います。 <p>4.AI判断は、一定精度が保たれるようになっています</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新しい合否データとエントリーシートは、適宜、学習データとして蓄積されて、モデルの更新に活用されます。 ・ただし、合否判定の正解率が一定比率を下回った場合は、モデルへ更新されません 	
10	△	<ul style="list-style-type: none"> - 改めて、応募者として、どう思ったか - 採用でAI技術が使われていることについて、あなたは「ポジティブ（いい）とネガティブ（よくない）では、どちらが強いですか Zoom画面で共有 	<p>ポジ（利便性）、ネガ（不安）のトレードオフを把握</p>
0:35	15	<ul style="list-style-type: none"> - 理由、どこからそう思うのか。どう感じるのか、どういい（悪い）か - AIでより公平になる反面、「女性に不利など性別や人種の違いが出やすい不安」はあるか（一部ではそのような批判も出たことがあるらしい） 	
4. 事例・採用AI 規制エスカレーション			
10	◎	<p>(1) 事業者情報公開してほしいこと（オープンクエスチョン）</p> <ul style="list-style-type: none"> - どうだったら、不安が減るか - （自分が入社したい）この会社に、どんな情報を事前に公開してほしいか。事前に何を確認したいか - それはどうやって知りたいか。ホームページでいいか。事前に説明や、応募前の本人同意も必要か - もし、今挙げていただいた情報を、この企業が公開していなかったらどう思うか 	
10	◎	<p>(2) 規制エスカレーション</p> <ul style="list-style-type: none"> - ①（対象者のポジ・ネガの言い方に置き換えて）○○のようないいサービスだが、△△のような不安があり○○を知りたいという中で、このAIサービスに、国や第三者機関が規制をかけることについて、どう思うか - ②国に作ってもらいたい規制はあるか あるいは、規制がなく、事業者におまかせだったらどうか 	

Time Table	重要度	質問内容	備考
10	◎	<p>ー ③これから挙げる事柄について、情報公開の規制ルールとしてあったほうがいいのか、そこまで必要ないか、A～Cのランクを、直感でよいので聞かせて下さい</p> <p>Zoom画面で共有</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>この規制はあったほうがいいのか</p> <p>A 最低限、これだけはないとダメ</p> <p>B あるとベター。(なくてもよいが)これがあるとより信頼が増す</p> <p>C あってもいいが、なくてもいい</p> </div> <p>(3)などこれまでに「情報公開してほしいこと」を出して A～Cのどれか。なぜか</p> <p>ー (AやBが出たら適宜確認)応募者は、それを事前に承諾する手間がかかるが、それでもいいか</p>	<p>規制すべきかは伝達方法によって変わるので、「それはどうやって知りたい？サイト？本人同意も必要？」と聞いてみる。全部に聞くと流れが止まるので、伝達方法に依存しそうなものを深掘りする</p>
10		<p><以下、助成></p> <p>ー 同じく、次のことは、情報公開の規制ルールとしてあったほうがいいのか、そこまで必要ないか、A～Cのランクを、直感でよいので聞かせて下さい。</p> <p>どうしてそう思ったのか(どんな不安か、それは何からくるか、負担とバーターなど)</p> <p>Zoom画面で共有 (青文字は、規制レベル。対象者には提示しない)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>【性能＝判断精度、誤り】</p> <p>中 ・判断の精度はどのくらいなのか</p> <p>中 ・精度が良くない、誤りがあったは、どうやってわかるのか</p> <p>中 ・誤りがあったとわかったら、応募者に説明するのか</p> <p>最小 ・どんな学習データを使っているのか</p> <p>高度 ・学習データは本当に公平なのか</p> <p>中 ・判断精度を確保できない対象は除外されているか</p> <p>【性能維持】</p> <p>中 ・予測性能が時間がたっても維持されているかを、どう管理してるのか</p> <p>中 ・精度のチェックは定期的に行っているのか</p> <p>中 ・採用基準がこれまでと変わった場合はどうするのか(再学習)</p> <p>高度 ・判断精度を、一定期間保証してくれないのか</p> </div>	
1:15	40		

Time Table	重要度	質問内容	備考
5 20		<p>休憩</p> <p>ー 引き続き、規制としてあったほうがいいか、そこまで必要ないか、A～Cのランクと、どうしてそう思ったのか(どんな不安か、それは何からくるか、負担とバーターなど)</p> <p>Zoom画面で共有</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>この規制はあったほうがいいか</p> <p>A 最低限、これだけはないとダメ</p> <p>B あるとバター。(なくてもよいが)これがあるとより信頼が増す</p> </div> <p>Zoom画面で共有 (青文字は、規制レベル。対象者には提示しない)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p><u>【利用有無】</u></p> <p>最小 ・採用にAIシステムを利用しているかどうか</p> <p><u>【根拠】</u></p> <p>最小 ・AIで合否をどうやって判断するのか。根拠は何か</p> <p><u>【運用】</u></p> <p>最小 ・最終的には人が判断しているのか</p> <p>最小 ・採用部門の人がルールに従ってちゃんとAIを使って判断しているか</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p><u>【個人情報管理】</u></p> <p>最小 ・個人情報や結果のセキュリティ管理</p> <p>最小 ・漏洩防止のために適切に管理しているか</p> <p>最小 ・本人の同意なき第三者提供の原則的禁止しているか</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p><u>【個人情報の目的外利用禁止】</u></p> <p>最小 ・個人情報の利用目的を特定する</p> <p>最小 ・個人情報の目的外利用を禁止している</p> <p>最小 ・個人情報の目的外利用の防止策はあるか</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>▶ <u>【第三者機関の認証】</u></p> <p>高 ・性能や個人情報管理などを第三者機関が承認しているか</p> <p>高 ・重大な事故や故障は当局へ報告され、必要に応じて公開されるか</p> </div>	小分けしておき、対象者の発言に合わせて提示する
1:35 20			
5. 伝達方法			
15		<p>(1) 情報公開の伝達方法</p> <p>ー それでは、こうした情報公開すべき点は、生活者に、どうやって承諾を得るのがよいか 公開してほしい内容によるが、どうか</p> <p>◎</p> <p>ー この中だったら、それぞれどうか。理由。それでどんな不安が満たされるか。①②の場合負担ではないか</p> <p>Zoom画面で共有</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>①個別に説明されて、同意を取るべきだ</p> <p>②個別の説明まではいらないが何らかの同意は取るべきだ</p> <p>③ホームページや、公共の場(皆が見るところ)に掲示</p> <p>④特に、多くの人に知らせる必要はない</p> </div>	
1:50 15			
6. 追加質問			
10		(1) 追加質問	
2:00 10		(2) 協力のお礼を述べ、終了	

別添資料2 市民に対する質問紙調査の質問項目

○ 回答者に関する質問項目（デモグラフィック質問）

- ・ 職業
- ・ 性別及び年代
- ・ 同居家族
- ・ 職業
- ・ 居住都道府県
- ・ 世帯年収

○ AIサービス一般に関する質問項目

1. あなたはAIについて、ご存じですか。【ある程度は知っている/聞いたことがある程度/知らない】
2. AI技術を採用した商品やサービス全般について、あなたの印象は、AとBではどちらが近いですか。【<<A>>生活が良くなると思う/<>生活に不安が生じる】
3. AI技術を採用した商品やサービス全般の印象をお尋ねします。当てはまるもの、近いものをいくつでもお選びください。【複数回答】

1	人間の能力を補完できそう（人間がやりがちなミスや偏りを、AI技術で補完できそう）
2	身近になっている
3	AIのおかげでより安全に暮らせる
4	生活を便利にする（効率的になる、手間が省ける、簡単にできる、雑務をやってくれる）
5	人は感情に流されたり偏見もあるが、AIはそれが無いので公平に判断できそう
6	すでに世の中で利用されており、致命的なエラーは起きていない
7	人間と違い、柔軟・総合的な判断ができない
8	人間が濫用・悪用する不安がある
9	人間がコントロールしきれないところがある
10	AIに支配される不安がある
11	人間らしいコミュニケーションが失われる
12	AIという機械が判断をすることに、抵抗感がある
13	技術的にまだ不完全であるから、ミスが生じやすい
14	間違った判断をしたときの責任の所在が不安である
15	情報漏洩や目的外の情報利用が心配である
16	AIはいずれ人間と同じように考えたり行動するようになる
17	自分に有利な判断をしてもらうために、嘘をついたりごまかす人がいそう
18	その他

4. あなたは、AI製品・サービスを開発、あるいはそれを提供している企業・団体はどのような企業が多いと感じていますか。【複数回答】

1	大企業（従業員数が多い、資本金が大きい、歴史があるなど）である
2	上場している
3	有名・誰もが知っている
4	日本の会社である
5	日本の政府や自治体などの公共機関である
6	国際的な大手IT企業(Google、Amazon、Microsoftなど)である
7	日本のスタートアップ企業（=新しいアイデアで短期間に急成長している）である
8	外国のスタートアップ企業（=新しいアイデアで短期間に急成長している）である
9	その他

5. あなたは、AI製品・サービスを開発、あるいはそれを提供している企業・団体のうち、以下のような企業・団体をどの程度信頼できますか。信頼できるを+2、信頼できないを-2としたとき、あなたのお気持ちに近いものをそれぞれひとつずつお選びください。

1	大企業（従業員数が多い、資本金が大きい、歴史があるなど）である
2	上場している
3	有名・誰もが知っている
4	日本の会社である
5	日本の政府や自治体などの公共機関である
6	国際的な大手IT企業(Google、Amazon、Microsoftなど)である
7	日本のスタートアップ企業（=新しいアイデアで短期間に急成長している）である
8	外国のスタートアップ企業（=新しいアイデアで短期間に急成長している）である
9	その他

6. あなたが、信頼できるAI製品・サービスを開発、あるいはそれを提供している企業・団体を信頼できる理由として、以下の項目はそれぞれどの程度あてはまりますか。【単数回答】

1	個人情報保護法のような法令は、日本あるいは世界中の国々にあるから
2	AI製品・サービスを開発・提供している事業者にとっては、倫理に反することのデメリットが大きいから
3	その事業者の製品やサービスは広く使われており、品質に問題がないから
4	明確な理由はないが何となく信用できるから

5	社内の情報管理や教育の体制がしっかりしているから
6	AI 技術が発展してきているから

7. あなたが、信頼できる AI 製品・サービスを開発、あるいはそれを提供している企業・団体を信頼できる理由について、上記以外にありましたら、どのようなことでも結構ですので詳しく教えてください。【自由回答】
8. あなたが、信頼できない AI 製品・サービスを開発、あるいはそれを提供している企業・団体を信頼できない理由を、どのようなことでも結構ですので詳しく教えてください。【自由回答】

○ 個別の AI サービスに関する質問項目

最初に、個別の AI サービスについて説明する後掲画像のうち一枚を提示した上で、以下の質問項目に答えていただいた。

9. AI 技術を採用した商品やサービス全般について、あなたの印象は、A と B ではどちらが近いですか。【《A》生活が良くなると思う/《B》生活に不安が生じる】
10. あなたにこの AI 技術が利用されるとした場合、この AI 技術についてどう思いますか。【非常に良いと思う/やや良いと思う/どちらともいえない/あまり良くないと思う/非常に良くないと思う】
11. あなたにこの AI 技術が利用されるとした場合、この AI 技術についてどのような印象を持ちますか。【複数回答】
- 〔選択肢は 3 と同一のため省略〕

12. あなたにこの AI 技術が利用されるとした場合、この AI 技術について、次のうちあなたのお考えに一番近いのはどれですか。

1	AI を使わず、人間だけで最初から最後までやるべきだ
2	AI を使ってもよいが補助に留めて、最終的な判断は人間が担当するべきだ
3	最終的な判断まで AI に任せてよい

13. あなたにこの AI 技術が利用されるとした場合、この AI 技術について、次のそれぞれの考え方は、あなたにどの程度あてはまりますか。

1	AI より人間の方が柔軟な対応ができる
---	---------------------

2	AI より人間の方が差別のない公平な判断ができる
3	AI より人間の方が正確な判断ができる
4	AI は人ができないことを補ってくれる
5	AI を活用することで、人間は、余った時間を余暇や別の業務の時間に充てることができる
6	AI に任せると安心である
7	AI は人間の道具である
8	AI は人間に代わって人間同様の判断を行う
9	AI に人間の雇用が奪われる
10	AI の利用によって人間らしいコミュニケーションが失われる
11	AI に支配される危険がある

14. あなたにこの AI 技術が利用されるとした場合、以下にあげた事柄を、AI を使う企業・団体に守ってもらうため、どの程度規制するのが良いと思いますか。

【事柄】

判断の精度が十分な水準に達しており、それが維持されていること
どんな学習データを使っているのかが明らかにされていること
AI でどう判断するのか、その根拠は何か分かること
実際に判断精度が良くない、あるいは判断に誤りがあったかどうか分かること
判断の精度を確保できない対象を明確にしており、それが除外されていること
世の中や環境の変化で判断する基準が変わってしまった場合には、適切に再学習が行われること
学習データが公平であること（例・性別・人種等で不公平になっていない）

【選択肢】

1	国が法律で規制し、違反したら制裁を与えてほしい
2	国でガイドラインを決め、企業・団体が守るようにしてほしい
3	業界団体でガイドラインを決め、企業・団体が守るようにしてほしい
4	各企業・団体が自主的にポリシーやルールを定めれば十分である
5	特に規制する必要はない

15. 上記のようにご回答いただいた理由をそれぞれいくつかでもお選びください。【複数回答】

1	AI の判断が誤っていた場合のリスクが大きいから
2	規制がないと、企業・団体は守らないから
3	AI の性能がよくない企業・団体が中にはありそうだから
4	AI 技術を使わない従来のやり方との違いが気になるから
5	規制をかけても、守るのが難しい内容だから
6	厳しく規制すると、企業・団体の負担が大きくなりすぎるから
7	その他

16. 【14 で一つでも選択肢 1~4 を選択した人のみ】以下の項目について、あなたは、企業・団体まかせではなく、何等かの規制やルールを決めることが必要と回答されましたが、それぞれ、どのように説明されるべきだと思いますか。

1	個人に説明をし、同意を得るべきだ
2	個人への説明は不要だが、何からの形で同意を得るべきだ
3	ホームページや、公共の場に掲示すれば、個人に同意を得る必要はない
4	特に、多くの人に知らせる必要はない

17. 【16 でひとつでも 3~4 を選択した人のみ】この AI 技術について、前問でホームページや公共の場に掲示すれば、個別に同意を得る必要はない、または特に、多くの人に知らせる必要はないと回答された理由を、教えてください（チェックはいくつでも）

1	この件で問題が生じたら、自分が利用しないだけだから
2	この件で問題が生じたら、マスコミや有識者が批判して、誰も利用しなくなると思うから
3	この件で問題が生じたら、企業・団体間の競争に生き残っていけないと思うから
4	企業・団体は、世間から非難されるようなことはしないと思うから
5	この件を説明されても、自分には理解できないから
6	その他

18. あなたにこの AI 技術が利用されるとした場合、以下にあげた事柄を、AI を使う企業・団体に守ってもらうため、どの程度の規制をするのが良いと思いますか。

【事柄】

AI システムを使っていることを開示していること
誤りがあるとわかったら本人・関係者に説明がされること
人がどのように関わるかが明確にされていること
運用ルールを守って AI を使っていること
判断精度のチェックや、修正のための運用ルールを定めていること
判断精度が十分か、運用ルールが守られているかを第三者機関が承認していること
重大な事故や故障は当局へ報告され、必要に応じて公開されること
従業員に対して法令・倫理の教育を行っていること
判断精度や倫理問題の発生有無を適宜把握し、問題発覚時の問合せ窓口を設置していること

〔選択肢は問 14 と同一のため省略〕

19~21 〔事柄以外は問 15~17 とそれぞれ同一のため省略〕

22. 以下の項目それぞれについて、AI 技術の規制に対するあなたのお考えは A と B ではどちらに近いですか。【非常に良いと思う/やや良いと思う/どちらともいえない/あまり良くないと思う/非常に良くないと思う】

	A	B
1	企業・団体の利益よりも、生活者の利益を重視した規制をしてほしい	企業・団体の利益も生活者の利益も確保できるような規制をしてほしい
2	政府や業界団体が介入し、しっかり規制をかけて管理・監視していくべきだ	技術の発展のために、外部からの規制よりも企業や企業・団体の自主的判断に任せるべきだ

○ 個別のA I サービスについて説明する為に掲示した画像

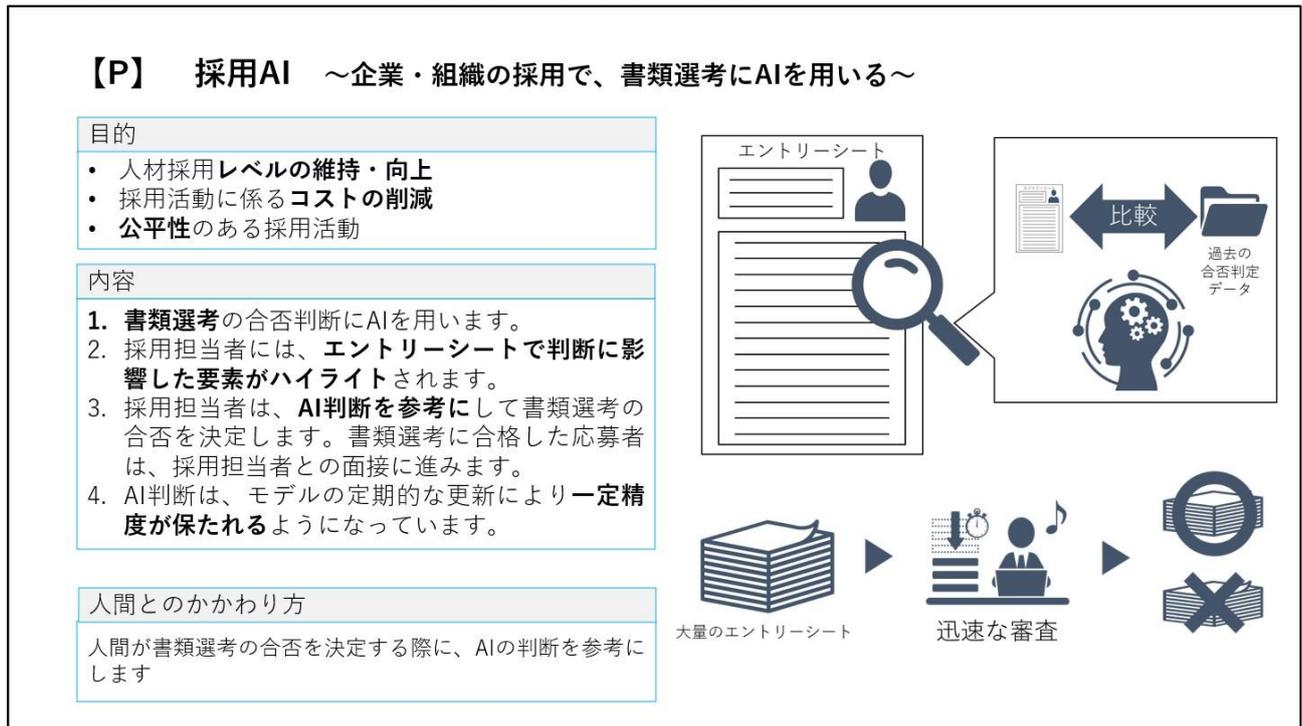


図8 採用A I の説明画像

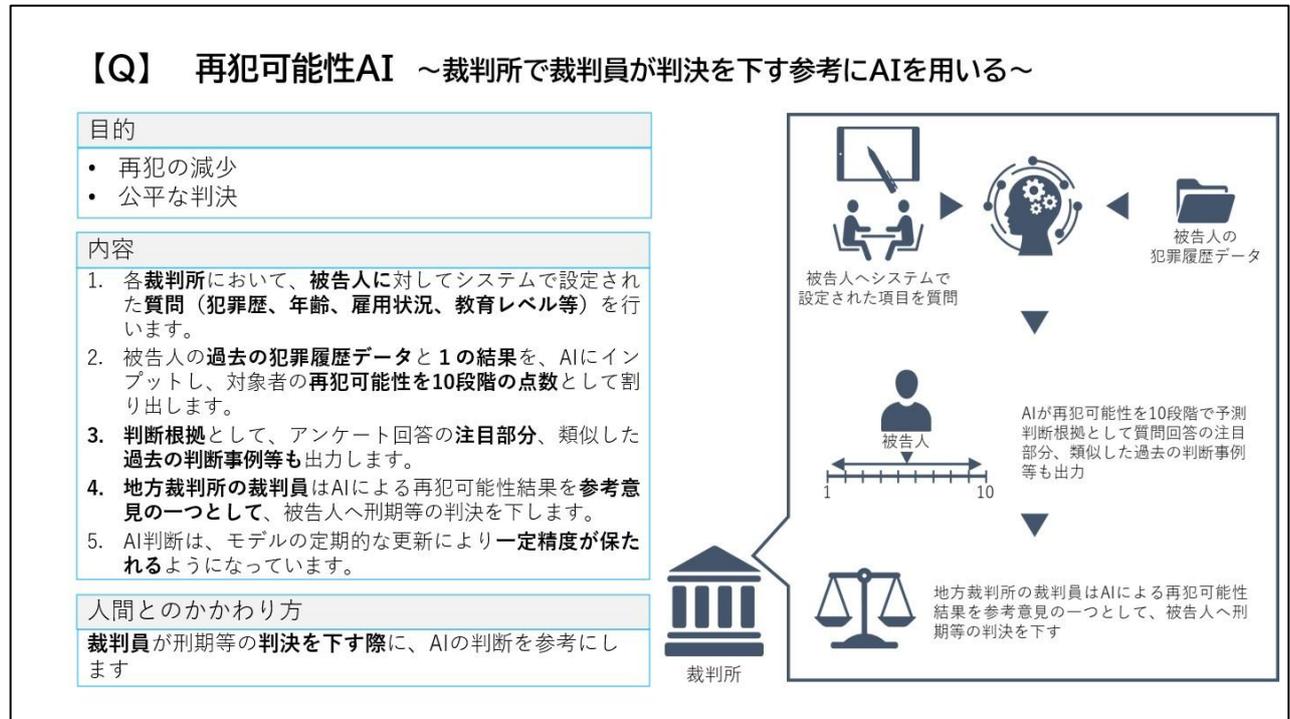


図9 再犯可能性A I の説明画像

【R】 ローン審査AI

目的

- ローン審査の品質維持と効率化
- 公平なローン審査結果
- 販売機会の拡大

内容

1. 銀行は、ローンの申し込みに対する審査をAIに委ねています。
2. ローン申込者はWeb画面よりアンケート情報と希望融資金額を入力することで、AIが借入利率及び融資金額の借入限度額を決定します。
3. 申込者は、AIの判断に同意すれば、AIの提示した借入利率及び融資金額の限度で融資を受けられます。AIの判断を拒否する場合は、融資を受けられません。
4. AI判断は、モデルの定期的な更新により一定精度が保たれるようになっています。

人間とのかかわり方

個々のローン審査そのものに銀行側の人間は一切かかりません。融資を受けるかどうかは申込者が判断します



図10 ローン審査AIの説明画像

【S】 がん診断AI

目的

- 早期がんの検出

内容

1. 医師ががんを見つける補助としてAIを用います。
2. 患者のカルテ情報と問診から「本人の病歴・遺伝等に関する情報」を作成します。AIがその情報と内視鏡画像を照らし合わせて、画像におけるがんの可能性が高い部分をリアルタイムにハイライトします。
3. 医師はハイライトされた画像も参考にしつつ、自らの責任で適切な判断・処置を行います。
4. AI判断は、モデルの定期的な更新により一定精度が保たれるようになっています。

人間とのかかわり方

内視鏡画像は医師も見ています。その一部がAIによってハイライトされます。がんかどうかの判断や処置は医師自身が行います



図11 がん診断AIの説明画像